

第百八十七回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録 第 六 号

平成二十六年十一月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 今村 雅弘君

理事 泉原 保二君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

理事 坂井 学君

総務大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

あかま二郎君

うへの賢一郎君

大塚 高司君

原田 憲治君

兵谷 芳康君

原田 淳志君

時澤 忠君

関 靖直君

土屋 喜久君

川元 茂君

瀧口 敬二君

毛利 信二君

池内 幸司君

深澤 淳志君

橋本 公博君

藤田 耕三君

田端 浩君

大脇 崇君

松脇 達朗君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

佐藤 雄二君

政府参考人

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

政府参考人

環境省大臣官房環境局長

政府参考人

環境省大臣官房審議官

国土交通委員会専門員

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

鎌形 浩史君

三好 信俊君

笠原 俊彦君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

伊藤 和子君

菅家 一郎君

工藤 彰三君

牧島かれん君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

大西 英男君

務台 俊介君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

菅家 一郎君

工藤 彰三君

牧島かれん君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

神山 佐市君

県入万高原町議会(第四〇四二号)
集中豪雨等による土砂災害から住民の命を守る
対策を求める意見書(水戸市議会)(第四〇四三
号)

首都圏中央連絡自動車道の通行料金の値下げを
求める意見書(神奈川県海老名市議会)(第四〇
四四号)

真に必要な公共事業の予算確保を求める意見書
(秋田県議会)(第四〇四五号)

転落事故を防止する駅ホームドアの設置促進を
求める意見書(東京都東久留米市議会)(第四〇
四六号)

道路の整備に関する意見書(北海道中標津町議
会)(第四〇四七号)

土砂災害防止対策の推進に関する意見書(北海
道議会)(第四〇四八号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道小樽市議会)(第四〇四九号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道釧路市議会)(第四〇五〇号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める要望
意見書(北海道苫小牧市議会)(第四〇五一号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道美瑛市議会)(第四〇五二号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道虻田市議会)(第四〇五三三三)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道石狩市議会)(第四〇五四号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道仁木町議会)(第四〇五五号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める要望
意見書(北海道余市町議会)(第四〇五六号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道斜里町議会)(第四〇五七号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道浦河町議会)(第四〇五八号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見
書(北海道広尾町議会)(第四〇五九号)

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見

書(北海道羅臼町議会)(第四〇六〇号)

燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を
求める意見書(宮崎県議会)(第四〇六一号)

半島振興法の延長及び充実を求める意見書(石
川県中能登町議会)(第四〇六二二二)

半島振興法の延長及び充実に関する意見書(松
江市議会)(第四〇六三三三)

半島振興法の延長及び充実を求める意見書(広
島県議会)(第四〇六四四四)

防災・減災に資する河川改修及び河川管理施設
の老朽化対策に係る予算等の拡充を求める意見
書(山口市議会)(第四〇六五五五)

ホテル・旅館等建物の耐震化の促進に関する意
見書(福岡県朝倉市議会)(第四〇六六六六)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

空家等対策の推進に関する特別措置法案起草の
件

○今村委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土
交通省大臣官房官庁官舎部長長川元茂君、総合政策
局長瀧口敬二君、土地・建設産業局長毛利信一君、
水管理・国土保全局長池内幸司君、道路局長深澤
淳志君、住宅局長橋本公博君、鉄道局長藤田耕三
君、自動車局長田端浩君、港湾局長大脇崇君、政
策統括官松脇達朗君、海上保安庁長官佐藤雄一君、
内閣府大臣官房審議官兵谷芳康君、総務省大臣官
房地域力創造審議官原田淳志君、総務省大臣官房
審議官時澤忠君、文部科学省大臣官房文教施設企
画部長関靖直君、厚生労働省労働基準局安全衛生
部長土屋喜久君、環境省大臣官房廃棄物・リサイ

クル対策部長鎌形浩史君、環境省水・大気環境局
長三好信俊君及び防衛省大臣官房審議官笠原俊彦
君の出席を求め、説明を聴取したいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○今村委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 民主党の後藤祐一でございます。
まず、本日、空家等対策の推進に関する特別措
置法について、与党、野党、これまで長い協議を
進めてきた結果、合意が相なりまして、全ての政
党の賛意をいただいた中で、本日、この質疑の後、
採決が行われるという運びになったことについ
て、委員長、そして各党の理事の皆様、そしてこ
の問題に最初から取り組んでおられた自民党の宮
路先生、あるいは交渉の担当をされておられた山
下先生、そしてもちろん太田大臣、そして本当に
汗をかいていただいた西村副大臣、その他関係の
皆様に深い感謝をまず申し上げたいと思います。
その上で、内容について幾つか確認したい点が
ございますので、本日はその確認をまずさせてい
ただきたいと思います。

まず第一に、特定空き家というものがこの法律
の中で定義されるわけでありまして、実際に
に市町村で運用する上で、このおからは特定空き
家に該当するのかどうか微妙だなといったとき
に、国土交通省のガイドラインなりをきっちり示
して、これを読むと確かに該当するなという、現
場での明確な運用をサポートする意味でも、かな
り具体的なガイドラインがないと実際に市町村が
困るというふうな考えです。実際、市長会あるいは
市町村長会などからも、この明確なガイドライン
を国土交通省さんに示していただきたいという御
要望をいただいております。

また、当委員会でも、三月二十六日に井上前住

宅局長から、本件に関して、「物的にこういうも
のが危ないんだ」ということの判断基準、それから、
周りとの関係で、こういう場合には何としても除
却しなければいけないというような判断基準、こ
ういうものについてはお示しはまだしておりませ
ん。御指摘でございますので、まず事例収集、
現場の意見をよく伺いながら、ガイドラインのよ
うなものを検討したいと思えます。」という御答弁
をいただいております。

その後の事例収集、現場の意見聴取がどんな状
況になっていて、そして、今後どういった具体的
な明確な、できるだけ現場で運用が簡単になるよ
うな、そんなガイドラインをつくっていただきたい
と思えますが、現在の状況と、今後の、しっか
りこういったものをつくっていくという意思をぜ
ひ太田大臣から示していただきたいと思えます。
○太田国務大臣 空き家の問題についてはかねて
から一つ大きな問題になっておりまして、後藤委
員には大変真剣に取り組んでいただいたことに心
から敬意を表したいと思えます。

空き家につきましては、都市部でも地方部でも
増加をしております。対策の強化が必要です。
使える空き家は、利活用も含めまして、都市部で
は住宅としての流通を促進するとともに、地方部
では地域活性化の拠点などとして活用することも
可能だと思えます。また、放置されて周辺に悪影
響を及ぼす空き家については除却を促進する必要
がありますし、条例等でも随分多くこれについて
取り組んでいただいているところでございます。

居住環境の整備改善を図る観点から、空き家の
活用、除却について、地方公共団体を支援するな
ど、必要な施策を積極的に展開することが必要だ
と思えます。

御指摘のように、地方公共団体が空き家対策を
推進する上で、参考になるガイドライン、指針を
国で作成することは極めて重要だと考えておりま
して、御審議をしていただいた上で、さらに早急
に、これについては取り組んで、提示をさせてい
ただきたいというふうに思っているところでござ

います。

○後藤(祐)委員　ぜひ市町村の御意見を、現場で実際に条例などをつくって既に運用されているところもございまして、その現場でどういったところが限界事例になっていて困っているのかといった実態も国土交通省としてよく把握していただいた上で、具体的にその場で使えるようなガイドラインになるよう、ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、固定資産税の居住特例、六分の一特例の件に移りたいと思います。

現在、人が居住している住宅については、固定資産税が、ある一定規模以下については六分の一という居住者特例というものがございまして、ですが、空き家の場合は、これを本来適用していいのかどうかという議論がございまして、これは適用してはいけないんじゃないかという方向で今回議論がなされていると伺っております。

今回、この後採決される法案においても、第十五条というところで、「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」というふうにされております。

これは、実際、居住の用に供していない場合は、現在でも総務省の通達で六分の一特例を適用しないということができるわけでもございますけれども、これについても三月二十六日の当委員会において、では、こういった場合に六分の一特例を非適用にできるのかということについて質疑をさせていただきました。

そのときに、こういう質疑をしました。
建築基準法で、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物、これは間違いなく入る、次に、空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）、この対象になっている不良住宅あるいは空き家住宅、空き建築物、これについても入れるべきではないか、こういった質問を私からさせていただきまして、これが最低限であって、プラスアルファどこま

で入るのかというのは、もちろんこれからの議論じゃないかというお話がございまして、答弁としては、伊藤総務大臣政務官から、「なかなか適用に踏み込めないということは、やはりそれだけ、確信を持ってこれはやらなきゃいけないということとをわかつていただけるようにするには、例えば政省令で、もう一度きちっと示すかどうかというようにすることも含めて、ちよつと途中省略しますが、「全ての所管官庁と、御要請、要望を伺いながら、地方団体の意見も踏まえて、税制改正のプロセスの中で十分議論して実行してまいりたい」という御答弁をいただきました。

今回、この法律ができることによつて、特定空き家が定義されて、先ほどの質問にもありましたように、ガイドラインでかなり精緻なところが決まります。

この特定空き家、正確に言うと特定空き家等の定義と、固定資産税の六分の一特例の適用というのは若干ずれがあるのかもしれないが、この関係なども考えながら、先ほど申し上げたような、少なくともさつ々言った二つのところは含まれる、プラスアルファどこまで含まれるのかということについて、これもかなり具体的な現場での適用ができるようにする必要があると思うんですが、これについては、きょう総務省からあかま総務政務官にお越しいただいておりますけれども、御答弁をいただきたいと思ひます。

○あかま大臣政務官　後藤委員にお答えいたします。

今、空き家の除却を進めるための、例の六分の一特例という件でございます。

除却を進めるためという部分とともに、そもそもの空き家の発生、放置、それらの原因等、これらを踏まえた部分も加味しなければならぬというふうにも理解をしております。

その意味では、空き家対策は重要な課題でありながらも、全体の方針を決定し、それらを踏まえて施策を講じていく必要があるというふうに考えております。

また、今回、この国会において、先ほどお話しもありましたとおり、議員立法を検討されている。また、二十七年税制改正に向けて、国土交通省等より、空き家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税に関する所要の措置が要望をされております。

それらを踏まえて、国会での議論というものをしっかりと捉まえて、関係省庁からの空き家対策全体の方針、施策との整合性、これをもつて、具体的な税制要望やまた地方団体からの意見を伺いながら検討を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○後藤(祐)委員　今、税制要望のやりとりの最中だと思ひますので、確定的なことはなかなか答弁いただけないというところはわかりますけれども、ここでの質疑の結果を踏まえて、そして特定空き家等の定義が明らかになっていく中で、それとの関係がわかるような形でやらないとなかなか市町村は難しいと思ひますので、特に税務当局はまたちよつと部署が違つたりもするものですが、ぜひわかりやすい形で、これは当然国土交通省とよく連携をとりながら運用できるようなものをつくっていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

あかま政務官は、選挙区は違ひますが、私と同じ相模原市でございまして、相模原市にもいっぱい空き家がございまして、相模原市からも空き家法をしっかりとやってほしいという御要望を私、市役所からもいただいておりますので、ぜひともよろしく願ひたいと思ひます。

続きまして、空き家法の運用というのは基本的に市町村が主体となるわけでもございますけれども、市町村の中には大変小さい町や村というものもございまして、役場の職員が数十人といった村もございまして、私の選挙区にも村がございまして、こういったところでは、この特定空き家の立入調査ですとか除却ですとか行政代執行、こういったことは相当丁寧な手続が必要だったり専門家の知見が必要だったりしますので、既存の職員で全

て対応するというのはなかなか難しい場合もございまして。現実には、ただ、そういった町や村では本当に困つてしまうような空き家もたくさんございまして、この矛盾を解決するためには、どうしても都道府県が助けてさしあげるということが不可欠になってくると思ひます。

この法案では、八条というところで「都道府県による援助」というものを規定しております。『当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。』として都道府県知事の援助規定を置いておりますが、この規定を使うなり、あるいは、ちよつとこれは人がいないので都道府県でかわりにやっていただけないかというような場合には、これは地方自治法上の代行ですとか委託ですとかさまざまな規定が一般規定としてございまして、こういったものも活用しながら、ぜひ、なかなか職員が少なくても対応が難しいところに対して都道府県として助けてさしあげる、これを積極的に行っていただきたいと思ひますけれども、これについては、これは太田大臣でしようか、御見解をいただきたいと思ひます。副大臣でも結構です。

○西村(明)副大臣　委員御指摘のように、人材の不足やノウハウの欠如などの観点から、市町村のみで空き家対策を実施することが困難であることも予想されます。

このため、国におきましては、市町村の負担を軽減するように、ガイドラインの策定や空き家再生等推進事業などによりましてしっかりと支援をしてまいりたいと思ひます。また、所有者の特定に要する経費なども対象とすることが可能であります。

都道府県におきましては、建築物の構造に係る技術的な助言や他の市町村における空き家対策の情報提供を行うことなどが期待されます。

国土交通省といたしましては、都道府県知事としっかりと連携をとりながら、市町村による空き家対策が円滑に進むように努めてまいりたいと

思っております。

○後藤(祐)委員 県の方には専門家がおられると思いますので、その活用をしていただくよう、国土交通省からもぜひ働きかけをしていただきたいと思います。

続きまして、支援措置について確認をしたいと思いますが、これについても三月二十六日の当委員会でもやりとりをさせていただきました。

国としての支援措置につきましては、空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)というものが社会資本整備総合交付金の基幹事業として行われておりまして、これは全国で実用活用されております。

ところが、これは一つ問題がございまして、ぼつと一軒だけ飛んで空き家があるような場合、なかなかこの適用対象にしないという問題がございまして、これについて、三月二十六日、私も質問させていただきましたが、当時の井上住宅局長から次の答弁をいただいております。

「住宅がある程度連担した中で空き家がある程度あるということが要件になってございます。」途中省略しますが、「今の要件では対応できているというふうに思っておりますけれども、せっかくの御指摘ですので、もう一回、よく地方の実情を調べて、対応を検討したいと思っております。」という御答弁をいただいております。

この法律が通ったことによつて、より格段の支援が必要になってくると思うんです。実際、この法律の十五条というところで、「国及び都道府県は、市町村が行う空き家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。」というふうにされておりますので、この条文を受けて、この法律が成立した場合には、今までのものからもう一步プラスして支援措置が必要だと思っております。

この制度そのものは割合柔軟に運用されていると聞いていますので、新しいものをつくるのもま

あいいと思いますけれども、この除却事業タイプの対象を広げるということがやはり足元では大事なことだと思っておりますので、ぜひ、ぼつと一軒離れているような場合も対象にしていきたいと思います。

地方の実情を調べて対応を検討するという答弁を踏まえて、今の状況と今後の姿勢について国土交通省にお伺いしたいと思います。

○西村(明)副大臣 御承知のように、空き家再生等推進事業というのは、居住環境の整備改善などを図る観点から、空き家の除却や利活用を図る事業でございます。

この事業によりまして、防災上危険な空き家を除却して、跡地をポケットパークとして利用するなど、跡地の有効活用が図られているところであります。

国土交通省におきましては、地方公共団体に對しまして、空き家対策に関する取り組み状況の調査、ヒアリングを行っておりますので、その要望を伺つてきているところでございます。

事業の制度趣旨を踏まえつつ、空き家再生等推進事業が効果的に活用され、委員御指摘のように、地方公共団体による空き家対策が進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○後藤(祐)委員 ぜひ、西村副大臣、これを中心としてやってきたので、もう一歩ちょっと、一軒の場合についてお答えいただけないでしょうか。

○西村(明)副大臣 連担したものと一つのものという御指摘でございますが、現状のところ、一つでという要望が来っていないという状況もございいますが、それも踏まえて、そういう状況が自治体の方から上がってくれば、それも含めてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○後藤(祐)委員 これは実際の要望はあると思います。ただ、今の基準が満たされないから手を挙げていないだけだと思いますので、そういうニーズがあるかどうかはむしろ国土交通省の方で調べいただいて、これはニーズは必ずありますので、柔軟に対応できるように、これは西村副大臣だか

らこそできる、場合によっては政治主導で御決断いただくべきところだと思います。

実際、これは社会資本整備総合交付金の内数です。予算として全体がぶくつと膨らむ話じゃないと思います。市町村の、どこに予算を振り向けるかという判断の話でございますから、そこについて要件をいたずらに厳しくする必要はないと思います。これは、副大臣の御決断、大臣の御決断でできる話だと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、支援措置については、地方交付税がございまして。この法案の先ほど紹介した条文にも、地方交付税についてもしっかりとやるべしという条文がございました。

今申し上げた除却事業タイプという、国から来るお金の市町村の負担分というのがございます。この市町村の負担分を地方交付税でカバーするという形で支援を強化すべきだというふうに考えます。現在、交渉中というふうに向っておりますけれども、これはぜひ実現すべきというふうに考えますが、国土交通省としての決意を聞きたいと思

います。

○西村(明)副大臣 御指摘のように、空き家の利活用や除却を促進するためには、所有者等に対して、その利活用や除却に要する費用を補助している地方公共団体がございます。

国土交通省といたしましては、居住環境の整備改善などを図る観点から、こうした地方公共団体の取り組みを、社会資本整備総合交付金の基幹メニューの一つであります空き家再生等推進事業によつて支援しているところでございます。

現在のところ、空き家再生等推進事業における地方公共団体負担分につきましては、御指摘のように、地方交付税措置はございません。一方、耐震改修事業における地方公共団体負担分につきましては、その五〇％が特別交付税によつて措置されております。

地方公共団体による空き家対策の取り組みを促進する上で、その負担を軽減することは大変重要

であるというふうに認識しておりますので、このため、空き家再生等推進事業における地方公共団体負担分に係る地方交付税措置を現在のところ要望しているところでございます。

要望の実現に向けまして、総務省としっかりと連携して協議してまいりたいというふうに思っております。

○後藤(祐)委員 これは通告をしていなくて大変申しわけないんですが、せっかくあかま総務政務官が来られておりますので、今の御要望をぜひ実現していただくよう、決意を示していただければと思います。いかがでしょうか。

○あかま大臣政務官 後藤委員からも今お話がございましたとおり、国交省とともに、しっかりと我々総務省も捉えてまいりたい、取り組んでまいりたい、そう思っております。

○後藤(祐)委員 ぜひ、連携の上、総務省もよろしく願います。

この空き家法、この国会、来週にも解散と言われている中で、何としても参議院まで含めて成立をさせていただきたいと私どもは考えておりますけれども……(発言する者あり) 今、そうだという声も与党側から上がりました。ぜひ、この法律が成立した後に、国土交通省としてこの空き家対策に全力で取り組んでいくという御決意を国土交通大臣からいただきたいと思

います。あわせて、私は、ぜひこの国会で成立させていただきたいと思

いますが、これについても含めて、大臣の御決意をいただきたいと思

います。

○太田国務大臣 各党そして議員の皆様には大変取り組みを真剣にさせていただいて、敬意を表したいと思っております。これが成立させていただくというのを望んでいます。それができたならば、直ちに、先ほどありましたガイドラインを初めとする諸措置について、対応できて、現場に行くように、力を入れて取り組んでいきたい、このように考えています。

○後藤(祐)委員 ぜひ大臣の督励でよろしく願

それでは、空き家法以外の案件を幾つか御質問をさせていただきますと思います。

まず、タクシースの特措法の問題、これについては、滋賀県知事になった我が党の三日月当時委員が中心となって与野党でまわっていた、タクシースの供給過剰に関する特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律、これが昨年十一月二十日に成立、本年一月二十七日に施行されています。

ところが、この法律で可能になった新しい特定地域、これについては、新規参入や増車が禁止されて、強制力のある供給削減措置、あるいは公定幅運賃の下限割れに変更命令がかけられるという画期的な法律であるわけでございますが、残念ながら、まだ指定が一つもされておられません。

これは運用するための基準がまだ定まっていなからだというふうに聞いておりますが、ぜひこれは、供給過剰による労働条件の悪化ですとか、利用者にとっても安全性が向上するというメリットがあるということで成立させていた法律でございますので、この特定地域の指定、その前提としての運用基準を早期に制定すべきだと考えますが、太田大臣の御見解をいただきたいと思

います。

○太田国務大臣 昨年の臨時国会におきまして、ちょうど一年前、議員立法によりましてタクシース特措法が改正されて、本年一月から施行されました。

現在、国交省では、改正タクシース特措法が定める特定地域、すなわち、供給過剰の解消のための対策を講ずる地域の指定基準の策定作業を進めています。

引き続き、運転者の賃金を効果的に引き上げていくなどの議員立法の趣旨を尊重するとともに、特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うなどの両院の附帯決議、また、規制改革会議からいただきました、安易な指定が行われないよう慎重に設定すべきとの御意見、これらを

勘案しながら、基準づくりを進めていきたいと考えています。

運転者の労働環境の改善と安全性やサービスの維持向上という改正タクシース特措法の趣旨は十分に認識をしております、もうかなり時間がたっておりますので、できるだけ早く基準づくりを進めてまいりたいと考えております。

○後藤(祐)委員 ぜひお願いします。

この基準の案として、今、運転者の賃金水準ですとか車両の稼働効率、赤字事業者の割合など事業者の収支状況、利用者代表を含む地域協議会の合意あるいは地方公共団体の長の要請といった地域の意向、こういった指標が検討されていると伺っておりますけれども、実際、供給過剰でおかしなことになるかどうかわからないのは、ある程度総合判断的な面もあると思います。

運転者の賃金水準ですとか稼働効率というのは数字がばつと出てくるものかもしれませんが、後ろの方の地域の意向ですとか、こういったものも含めて指定基準を定めるべきと考えますが、これについての大臣の御見解をいただきたいと思

います。

○太田国務大臣 ことしの六月の規制改革会議におきまして、国交省より、特定地域の指定基準に盛り込む主要な指標案をお示しいたしました。

今、御質問の中でも指摘がありました、運転者の労働環境を示すものとして賃金水準に関する指標、供給過剰の状況を示すものとして車両の稼働効率に関する指標、あるいは赤字事業者が過半を超えているとか、地域協議会の合意があることなどを示したところであり

ます。

これらにつきましては、規制改革会議の場、あるいは関係者の方々からさまざまな意見をいただいております。

繰り返しになりますが、国交省としては、引き続き、運転者の賃金を効果的に引き上げていくなどの議員立法の趣旨を尊重し、特定地域の指定について、その法的効果に鑑み厳格に行うなどの両院の附帯決議、それらをしっかりと勘案しながら、基準づくりを進めていきたいと考えて

おります。

○後藤(祐)委員 これは利用者の方の安全にかかわる話でもございます。ぜひそこは、総合判断が可能になるような指標を早く決めて、一件目の指定を早くしていただくよう、強く申し上げたいと思います。

続きまして、小田急多摩線の延伸についてお伺いしたいと思います。

交通政策審議会、東京圏における今後の都市交通のあり方に関する小委員会においては、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方(具体論)」という中で、「国際競争力強化、オリンピック・パラリンピック大会に向けた具体的あり方」について「二十六年度中に、必要に応じ、中間とりまとめ」というふうにされています。あるいは「整備すべき新線、新駅等の具体的あり方・方策」について「二十七年度中に、答申をとりまとめ」とされています。

オリンピック、パラリンピックが重要なものももちろんありますが、これだけ重視すると、どうしても都市部に集中投資することになりかねません。ぜひ、首都圏全体、東京圏全体のバランスをよく見ながら、郊外部もおろそかにならないように留意されたいと思います。

具体的に申し上げますと、小田急多摩線の延伸につきましては、相模補給廠の返還というものがことしの九月三十日に行われました。これを踏まえて、現在の終着駅である唐木田からJR相模線の上溝駅までの延伸について、前回の答申である平成十二年の答申ではB登録という形になっておりますけれども、今度、平成二十七年に予定される交通政策審議会の答申においては、ぜひともA登録に格上げしていただきたいと思

います。

また、上溝駅から先、愛川町を通って本厚木駅に至る延伸という構想もございます。これについては、平成二十一年七月から小田急多摩線の延伸に関する連絡会というものを設置して、この交通政策審議会の答申に位置づけていただくよう、私

も含めて活動をさせていただいているところでございますけれども、この延伸に関する基礎資料の整備というものに地元自治体が今取り組んでいるところがございます。

ぜひ、国土交通省としても、後段の方については、上溝以降の延伸については、地元自治体と基礎資料の整備という点に関しては、よく協議されて、これについても次の二十七年度の交通政策審議会の答申の中にきちんと盛り込まれるよう、登録されるようお願いしたいと思

います。

○太田国務大臣 小田急多摩線の延伸につきましては、地元関係者において要望があり、検討が進められていると承知をしております。

プロジェクトの推進に当たっては、需要、採算性、費用対効果等についてしっかりと見きわめていただく必要がありますので、地元での検討の深まり、深度化を図っていただきたいと思

います。

交通政策審議会におきましても、こうした地元関係者間における検討の熟度等を踏まえた上で審議が進められるものと考えておりまして、地元の熟度はかなり増しているのではないかなという感じがいたしますが、そこが大事だというふうに思っております。熟度等も含めまして審議が進められるものと考えているところであります。

○後藤(祐)委員 地元の熟度も増しているのではないかなという大変なものでございまして、地元の熱意は大変なものでございまして、そこも踏まえて、都心部に集中させることなく、もちろんそれも重要なんですが、ぜひこの小田急多摩線延伸に国土交通省としても積極的に取り組むよう、改めてお願い申し上げたいと思

います。

続きまして、JR相模線の複線化について質問いたしたいと思

に増大されるということは確実でございます。

ぜひ、先ほど申し上げた平成二十七年年度の交通政策審議会の答申の中に、この相模線の複線化についても、これは段階的なステップという面もあるかもしれませんが、フルの複線化というのとはちろん一番大事なんです。まずは交互通行ができるようなところをふやしていくですとか、いろいろやり方がまずはあるかもしれません。ぜひこの答申の中に盛り込んでいただきたいと思います。また、太田大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 この点も、JR相模線の複線化ということにつきましては、ただいま述べた答弁と同じようになりますが、交通政策審議会において、地元の関係者間における検討の熟度等を踏まえて審議が進められるものと考えているところでございます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、これに対しても、大変な期待がありますし、リニアによって爆発的に変わるということも踏まえて御決断をいただきたいと思ひます。

続きまして、伊勢原市の下水道事業の支援についてお伺いしたいと思います。

今、伊勢原市では、神奈川県ではなくて単独で上下水道事業を行っております。その結果、大変な設備投資負担が発生しております。累積赤字に苦しんでいるわけでありまして、幾つか国の支援措置をお願いしたいと思います。

これはあかま総務政務官にお願いしたいと思ひますが、まず、過去非常に高い金利で借りていて、起債の残というのがたくさんございます。かつては、こういった高い金利で借りたお金を繰り上げ償還して借りかえるという形を進めるために、平成十九年に公的資金補償金免除繰り上げ償還制度というのができたんですが、これは終了してしまっています。これは日本全国の自治体がよく利用されたと聞いておりますけれども、乗りおくれたという言い方はよくないかもしれませんが、けれども、現時点でこれを使いたいというところは伊勢原市以外にもたくさんあると思ひます。

高金利で借りてしまつたお金の借りかえということを進めさせていただくだけで、自治体の負担というのは随分変わってくると思ひます。特に伊勢原市では、下水道、上水道も含めて、この料金が一〇・五%値上げという大変苦しい決断をしたばかりで、市民の負担も相当になっておりまして、またこの先大幅な値上げというものが起きないようにするためにも大変重要だということに思ひますが、この償還優遇金利、これを考えていただけないかということ、もう一つ、公共下水道の事業債というものの償還期間は三十年ということになっておりますけれども、施設の耐用年数は四十五年でありまして、ぜひ償還期間も四十五年にしていただきたいと思ひます。

この差を埋めるための平準化債という制度があつて、いろいろな工夫があると思ひますけれども、償還期間を延ばすということもあわせて御検討いただきたいと思います。この下水道事業の支援について、総務省としての御見解を伺いたいと思ひます。

○あかま大臣政務官 後藤委員にお答えいたします。今委員御指摘のとおり、補償金免除繰り上げ償還制度、これは大変意義のあつたものであつたというふうに理解をしております。

今委員から、伊勢原は乗りおくれたというのだというお話がございました。確かに、この繰り上げ償還制度は、公債費負担が重い地方自治体の早期財政健全化や地方行革の推進のため、臨時特例措置として、五%以上の公的資金を対象に、財政投融資特別会計の積立金を活用するなどして、平成十九年から二十一年度の三年間に五兆円規模で、さらには、二十二年から二十四年度の三年間に一・一兆円規模で実施をいたしました。結果的に、八割以上の地方自治体が本制度を活用して、五%以上の公的資金残高は、措置を講じる前と比較して、十分の一まで減少いたしました。確かに、効果またメリットがございました。

では、さらに復活せよという話になったときに、

この新たな補償金免除繰り上げ償還の実施については、財政投融資特別会計から一般会計への累次の繰り入れや、復興財源への活用によって、積立金が枯渇しておる現状でございます。さらには、平成二十七年までの間、剰余金を復興財源として活用する予定となっております関係上、復活については大変厳しい、困難な状況にあるというふうに思っております。

一方で、下水道事業債の償還期間についてのお尋ねでございますけれども、現在、地方債の中では最長三十年となっておりますが、施設の耐用年数が償還期間よりも長いことによって生じる資金不足を解消するためには、資本費平準化債を発行することができるといふふうにはしております。総務省としては、施設の耐用年数を勘案して下水道事業債の償還期間を延長するよう、引き続き財務省と協議をしてみたい、そう思っております。

○後藤(祐)委員 前者については意義があつたという御指摘もございました。そして、後者については今要求中ということ、そこもしっかりとち取っていただきたいと思ひますが、今後、地方創生をしっかりと進めていくというのは安倍政権の最重要課題だと伺っておりますし、このところ、景気対策、経済対策の検討という話もございまして、これはちょっと地味な話かもしれませんが、特に財政面で苦しんでいる市町村にとっては物すごく効果がある話だと思ひますし、長い目で見た場合、市民にとつて、料金値上げを食い止めるという意味において、非常に市民からも支持されやすい政策だと思ひますので、ぜひそういった対策の検討の中にもこういったものを入れていただきたいと思いますともあわせて御指摘をさせていただきますと思ひます。

続きまして、ちょっと通告にはないんですけれども、地域におけるダイヤモンドタクシーですとかコミュニティバスですとか、こういったものについての重要性を少し再確認させていただきたいと思ひます。

さきの通常国会で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正案が通りました。そのときにもこの場で御指摘をさせていただきましたけれども、地域の公共交通が十分でないところについて、「デマンド交通が有効であることを踏まえ、デマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること」という附帯決議もつけていただきました。

ダイヤモンドのものに限定する必要はないと思ひますが、実際、これは私のいるところでも大変広がっております。ただ、運営が大変厳しくなっているところが多くございまして、バスの形、タクシーの形、いろいろあると思ひますけれども、先ほどの地方創生を具体的な王としてどうするか、これは今ちょうど探している最中なんだと思ひます。確かに、交通過疎地域における対策としては、都会の中でもそういった地域がございまして、比較的安いお金で効果が大きい施策だと思ひますので、国土交通省としてさらなる支援を検討すべきだと思ひますが、ちょっとこれは通告しにないで申しわけないんですが、これについて大臣にちょっと御見解をいただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 昨年の臨時国会で交通政策基本法を制定していただきました。そして、ことしは、七月四日には国土のグランドデザインということも発表させていただいて、今、交通政策基本計画の作業を進めているところで、

その中で、地方の創生という角度からいきましても、あるいは交通政策基本計画ということからいきましても、ダイヤモンドバスとかタクシーということについては非常に大事なものだと思ひます。そういう点では、御指摘のように、ここは非常に大事であるから、そこへの支援ということについては、十分、地方創生、そしてまた高齢者が多いという時代にあつての大事なものだと思ひます。思っております。さらに議論を詰めて検討を深めていきたいというふうに思っております。

でございます。

○後藤(祐)委員 大臣、ありがとうございます。
今、ちょうど玉を探しているところだと思いたすので、ぜひ政治主導でこれをやっていたいただきたいと思いたす。

続きまして、河川における樹林化問題を伺いたすと思いたす。

相模川、中津川、小鮎川、私の地元の川はもちろんなんですが、全国で起きていることだと思いたす。特に、上流にダムができて流量が制限されるようになりまして、ニセアカシアとかそういった立ち木が大変生えてきて、樹林化が河川流域の中で進んでいく。そうしますと、水源の環境が大変悪化していく、あるいは不法投棄が行われる。私の地元なんかだと、火事が起きる。いろいろなことが起きております。

ところが、これを県なんかが管理者としてやっている場合でも、予算がなかなかないというところで対策が進んでいないというのが実情であります。

また、あわせて、流量制限が進みますと、河口部、海に面したところでは、例えば相模川の水系なんかですと相模湾に注ぐわけですから、海岸における侵食が進んで、砂浜が大変狭くなってしまふというような問題も発生しております。

こういった立ち木の樹林化を、伐採すればいいわけですが、これなんかも既にある交付金なんかの対象にすれば、ある程度、国の支援措置は今ないというふうに聞いておりますので、国の支援措置の中の対象に含めていただきたいということを含めて御検討いただきたいと思いたすし、また、もう少し大きな話として、ダム、河川、そして海岸というところまで念頭に置いた包括的な対策ということも検討すべきだと思いたすが、国土交通大臣の御見解をいただきたいと思いたす。

○太田(国務)大臣 樹木の問題については、水局長から後から話をお聞きしますが、御承知のとおり、また御指摘のとおりだと思いたす。

海岸の侵食ということが相当進んでおりまし

て、これは全国どこでもという形になっております。

土砂の供給が減少したことというのが一番の原因だと思いたすが、そういう意味では、その要因として、ダムへの堆砂、河川での砂利採取、あるいは沿岸部での土砂の移動阻害などが考えられておりまして、各地の海岸で侵食がある。上流と中流と下流、そしてダム等々ということをよく考えて、一体として考えていかなくてはならない。

神奈川県、西湘海岸を何とかしよう、あるいはまた三保の松原の侵食を阻止しようという営みも、一つ一つ、私も現地に行つてやらせていただいております。今後とも、関係機関と連携、調整を図りながら土砂管理というものをしていきたいというふうを考えているところでございます。

○池内(政府)参考人 委員御指摘の樹林化、そして不法投棄等に関する維持管理費の問題についてお答えをいたします。

維持管理に関する費用につきましては、各河川を管理している者が負担することとなっております。都道府県が管理する河川につきましては、樹林化対策あるいは不法投棄などの維持管理費に對しては国費を支持することは困難でございます。

ただし、河川改修に合わせて樹木伐採を行う場合につきましては防災・安全交付金の対象となつておりまして、現在も国として支援させていただいております。

また、不法投棄に関しましては、国を含めた関係機関が連携して対応する体制を整えているところでございます。

さらに、各地方整備局に維持管理に関する相談窓口を設置しております。都道府県等に対してさまざまな助言を行っているところでございます。

以上でございます。

○後藤(祐)委員 ぜひ、これは全国で困っている話だと思いたすので、運用を柔軟に対応できるようにお願いしたいと思いたす。

ちよつと順序が前後しましたが、アスベスト対策について、十月九日、最高裁判決で、国が速やかに規制をしなかつたのは著しく合理性を欠き違法だという判断がございました。これ以外にも、アスベスト対策はいろいろやりやうがあると思いたす。

実際、アスベスト対策がきちつと徹底できていないような事業者については、アスベスト除去が必要な公共事業の入札には参加させないといった厳しい対応が必要だと思いたすが、こういった対応、あるいは、既存の民間ビルなどのアスベスト使用状況の調査については、全額国費負担、資格制度というものが既に実施されておりますが、これについても周知を徹底すべきではないかと思いたすが、国土交通省の御見解をいただきたいと思いたす。

○太田(国務)大臣 アスベスト、石棉障害予防規則に定める事業者の責務違反が認められた場合には、重大な法令違反として指名停止措置や建設業法に基づく監督処分の対象になります。こうした処分等を厳正に行つて、御指摘のような業者は排除しなければならぬと考えています。

また、調査の必要性についての御指摘がありましたが、これは非常に大事なことでございまして、思つておりまして、補助制度につきましては、社会資本整備総合交付金による調査等による支援、そして、資格者ということについては、建築物石綿含有建材調査者制度を昨年七月に創設しまして、現在百八十六名が取得をしているところでございます。

今後、さらに周知等を行つて、補助制度の活用、資格者の育成を図つてまいりたいと考えています。

○後藤(祐)委員 ぜひ徹底をしていただきたいと思いたす。

それでは、時間が来ましたので、最後に一問だけ。

これから円安対策をどうするのかということを含めた経済対策を御議論になると思うんですけれ

ども、ガソリンが高くて困る、軽油が高くて困るというお話をたくさん伺つております。ガソリン税の引き下げというものを少し検討すべきでないかというところは我が党内でも議論しているところでございますが、これとあわせて、高速料金を何とかしてくれ、これは一部の割引制度がなくなつてしまつて困つていないですか、そういったお話もございます。ぜひこの高速料金の引き下げについて少し検討すべきときではないかなというふうに思いたすけれども、これについての大臣の御見解をいただきたいと思いたす。

○太田(国務)大臣 高速道路の料金ということについては、この数年、無料化あるいは永久有料含めてさまざまな議論がございました。国土幹線道路部会の中間答申などを踏まえまして、観光振興、物流対策など実施目的を明確にしまして、高速道路利用の多い車に配慮するなど、ことしの四月に新たな料金体系を整理させていただいたところであります。

さらに、更新のための料金徴収期限の延長を国会で決定していただいて、ようやくこの問題については一つの結論というものが出たという段階にございます。

高速道路の料金引き下げについては、財源確保という課題もありますが、このような経緯を踏まえまして、さまざまな意見をいただきたながら、まず一旦ここで決めさせていただいたということ踏まえた上で、今後研究をさせていただく課題だというふうに思つております。

○後藤(祐)委員 景気対策としては即効性があり、かつ物流のコストを下げるという意味でも意味があると思いたすので、ぜひ御検討いただきたいと思いたす。

それでは、この後の空き家法の採決における委員各位、理事各位の御協力を御願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○今村委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 私は、きょうは空き家問題について

質問したいと思っています。

老朽化による倒壊やごみの不法投棄、放火のおそれがある等、危険な空き家が今全国的に社会問題となっています。

私は、きょう聞きたいのは、大臣に、基本的認識の問題で、なぜそういう空き家が増加したのか、ふえているのか、そしてその実態はどうなっているのか、この問題にどのような問題意識で対応しようとしているのか、その辺の基本的考えをまず聞きたいと思っています。

○太田国務大臣 空き家がふえておりまして、五年に一度の住宅・土地統計調査によりまして、我が国の空き家の総数は、平成二十年の七百五十七万戸が平成二十五年は八百二十万戸、このように六十三万戸増加しています。

空き家につきましては都市部でも地方部でも増加しておりまして、特に都市部におきましては、この空き家が、持ち主がわからない、あるいは非常に危ない、防災上も危ない、悪影響を周辺に与えまざまな形で及ぼしている、除却できないものかという声が非常に出てきているという状況にござります。また、地方におきましては、これは使えないというところは活用しなくては、都市部も含めてなんですけれども、さまざまな利活用、そしてまた除却、こうしたことが治安や環境という点でも大事になってくると思っています。

これは、人口減少などの日本社会全体の構造的な問題、また日本の住宅の寿命が短いとされているような原因の問題、中古住宅市場整備の緊要性、マンションの劣化や耐震性というようなこと、さまざま現在の社会全体の大きな結果として、そういう空き家が問題になっていると認識をしています。

住宅政策の方向性ということもあわせて考えていながら、まず、現場にありますこの空き家対策というところについて力を注ぐということが大事だ、という認識をしております。

○穀田委員 原因その他について、後で、一番最後に、私、少し問題提起はしておこうと思うんで

すけれども、今お話ありましたように、現場にというところで、実際起こっている問題を中心に少し議論をしておきたいと思っています。

今ありましたように、危険な空き家をそのまま放置することは、まず防犯、それから防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。そういう意味では、地域住民の安全や住環境を守るためには緊急の対策が求められていると思っています。

全国では、危険な空き家を何とかしようということ、二〇一四年四月時点で三百五十五の自治体が空き家対策条例を設けるなど、その意味で広がりをみせていますし、国政にとって重要な課題となっていることは共通の認識だと思うんですね。

そこで、少なくとも自治体が条例を設けて対処せざるを得ない深刻な状況のもとで、政府としては、空き家対策、これから後で法案がまた議論されますけれども、危険な空き家対策にどのように取り組んできたのか、そして、その解決すべきかなめといえますか、そういう点はどうかと思っております。副大臣にできればお答えいただきたいと思います。

○西村(明)副大臣 今、委員御指摘いただきましたように、全国で三百五十五の地方自治体が空き家条例を制定して、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているという認識を示して、その解決を図っているところでございます。

空き家の適正な管理というものは、一義的にはその所有者の責務だというふうに考えられますけれども、住民に最も身近な行政主体でもあり、地域の状況に精通している市町村が、それぞれの地域の実情に応じて空き家対策の計画を策定する、そしてこれを推進していくことがますます重要であるというふうに考えております。

市町村が空き家対策を推進するに当たりましては、空き家の所有者の特定が困難な場合があること、そしてまた、空き家の除却や再利用に当たりましては、所有者の経済的な負担を軽減する必要

があることなどが課題であると認識しております。

国土交通省といたしましても、関係機関としっかりと連携をし、こうした課題を踏まえて、市町村が空き家対策を円滑に推進することができるようになりつつありと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○穀田委員 突然副大臣に言いましたので少し失礼かと思いましたが、問題意識と、それから方向性について、大枠はそれとおりでと思うんですけれども、ただ、それらの対策では対処し切れない事態に直面しているんじゃないかということ、今度、議員立法も含めたいろいろな形の動きがずっとあったんだろうと思うんですね。その点で、副大臣は御努力なすつたんだと思うんですけれども。

私は、ふえ続ける空き家問題に対してどういう対策をとっていくのかということ、大きく言って二つあると思っております。一つは、危険な空き家、いわゆる特定空き家に対する対策と、二つ目は、特定空き家まではいかない空き家の活用をどうするか。先ほど、大臣も一番最初に、使用できるものはないかとお話をいたしましたけれども、この二つの問題でさらに具体的な対策を考える必要があるんじゃないかと私は考えているところです。

そこで、危険な空き家についてまず聞きます。秋田県湯沢市は、空き家の中で、その腐朽、破損率が全国一高いとされています。豪雪による積雪や台風によって空き家が倒壊したり、家屋の建築資材が隣家に飛んだり剥げ落ちたりして、人や建物に被害を与えるおそれがあり、放置できない、解決を急ぐ課題だとされています。

私も、現地にスタッフを派遣して、地元のが我が党の議員と協力して調査を行いました。空き家の隣に住むAさんは、強風のときにはバタバタと音がして夜も眠れない、犯罪や火事も心配で頭が痛くなると被害を訴えています。この隣家は、六年前に所有者が亡くなったため

空き家となって放置された。相続人が解体撤去に同意しなかったため、市当局が解体撤去処分を決めたけれども、実際には解体費用をどうするかという問題があつて、それが実行されず放置されているという事例です。

危ないけれども、所有者によって撤去されないまま放置され、かつ、行政が手を出せない。この場合、隣に住むAさんはいつまでも危険な状態に置かれることになる。こういう場合を含めて、空き家周辺の住民が命を守るためにこんな状況を何とかしなくちゃならぬのではないかとというのが率直な思いだと思うんですね。その辺が出発点だと思うんですが、この辺に対する対応をお聞きしたいと思っています。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

空き家の撤去等は、一義的にはその所有者の責任において行う必要があり、まずは空き家の撤去等を所有者に働きかけることが必要でございますが、その際に、空き家の所有者が撤去等の費用を負担することが困難ということも考えられると思います。この点につきましては、交付金等によりましてその費用を支援することで、従来から撤去を促してきたところでございます。

しかしながら、そのような措置を講じててもなお所有者が空き家の撤去等を行わない場合で、かつ、その空き家をそのまま放置すれば周辺に危害を及ぼすことが明白である場合には、建築基準法あるいはその他の法令、それから地方公共団体の条例に基づいて、まずは、空き家の所有者に対して、周辺に害を及ぼす空き家の撤去等の命令をする。さらに、その命令に従わない場合においては、地方公共団体において、行政代執行法の規定に基づき、命令措置を所有者にかわって執行するといった措置を講ずることが可能であるというふうに考えております。

○穀田委員 流れはそういうことだと思うんですけれども、私は、最終的には行政代執行をしないといけない場合があることを否定するものではありません。しかし、それは厳格で抑制的でないけれ

ばならないと考えます。

したがって、特定空き家と判断するとき、今お話があったように、ずっと経過の問題がありましてたけれども、その判断基準が重要だと思うんですね。原則は当事者が撤去費用を出すべきなのに、空き家という個人財産に公的資金を投入することに、所有者のモラルハザードを招くのではないかという意見があると同時に、本当にお金が出て撤去ができない人もいるのも実情なんですね。

だから、この後提出されようとしている空家等対策の推進に関する特別措置法には、先ほど来ずっと述べていますように、特定空き家等という危険な空き家の定義が書かれています。その定義では、そのまま放置すれば倒壊などの危険のある空き家以外にも、衛生上有害な状態の空き家、不適切管理によって景観を損なっている空き家、周辺環境の保全に不適切である空き家を特定空き家等にするとしています。

ですから、今、橋本局長からお話があったように、建築基準法上の著しく危険だとする空き家だけではなくて、特定空き家等として判断されれば行政執行の対象になるということになりますわな。だとすれば、特定空き家等とするには慎重な判断が一方ではやはり必要だと私は考えます。

法案では最終的に市町村が判断するとしているけれども、例えば、協議会や懇談会などを設置し、所有者の意見はもちろん、周辺住民や有識者などの客観的意見を聞く場を設けることが私は必要だと思うんですね。その辺の点について、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、市町村が空き家対策を行うに当たりましては、どのような管理状態の空き家に対してどのような対策を講じるか、一件一件、個別の事情をよく判断する必要があると思います。そのために、この判断の一助とするための指針ガイドラインをあらかじめ示すということ、市町村にとっても大変有効なことではないかというふうに考えております。

国土交通省としては、従来から、先進的な地方公共団体の取り組みについて、さまざまな事例収集も行っております。

具体的には、建築基準法の規定に基づき地方公共団体が除却、改修等の必要な措置を命令した事例はどのようなものがあったか、あるいは、既に地方公共団体において制定されている空き家の適正管理に関する条例の措置の事例等を今までいろいろ収集してまいりましたし、また、あわせて地方公共団体の意見も伺ってまいりました。

その上で、今後、空き家対策に対する指針というものを策定することが有効であろうというふうに考えておまして、具体的には、空き家の管理状態が不適切であるか否かを判断する際に参考となる基準、例えば、今御指摘になりました、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態というのは、例えば基礎の不等沈下や柱の破損などにより建物が著しく傾斜をしている、あるいは衛生上有害となるというものは、例えば土台にシロアリが発生をしている、それから著しく景観を損なっているということでは、外壁や看板が大きく傷んだり汚れている、それから、その他、空き家の敷地内の樹木が道路等にはみ出して歩行者の通行を妨げているなどの事例を、現実にはさまざまな市町村が条例で規定をされております。また、そういう事例もございます。こういうところをガイドラインに入れることが可能ではないかと思っております。

それから、手続に関しましては、やはり所有者からの報告徴収のあり方、また第三者機関からの意見聴取の機会を設ける等の手続についても、参考となる指針を定めることが必要ではないかと考えております。

○穀田委員 私は、ガイドラインは当然必要だと思うんですね。同時に、今、最後の方で橋本局長からお話があったように、第三者といいますか、そういうのを含めてきちっとやっておかないと、何分にも問題が、個人の財産にかかわる問題でもあるし、代執行という最終的手段を実行する場合のやはり抑制的という意味からいっても、私は大事じゃないかと思っているんですね。

そこで、今あった、行政代執行を行わなければならないという段階に行く前に所有者が空き家を何とかすることが本来望ましいわけですよね。当然、これはそうなんですよ。問題は、所有者本人が対処すべきものなのに、なぜ進まないのかということなんですよ。

そうすると、なぜ進まないかというあたりについての基本的な問題といえますが、中心問題を、どのように把握しておられますか。

○橋本政府参考人 空き家が適正に管理をされない、あるいは活用されないということについては、一つはやはり、売れない、あるいは貸せない空き家というのが相当数がふえているということになろうと思います。

まず、売れない、貸せないというもののでも住宅用途以外に転用することは可能でございますので、今まで交付金等を使って活用に関して支援をしてまいりました。それから、先ほども申し上げました、除却をしようと思っても、費用がないというところで、ためらわれる方あるいは断念される方がいらつしやいますので、除却に関する補助もしてまいりました。

加えて、実は、今は空き家でも何でも住宅とみなせるものが建つていたら固定資産税の減免措置があるということ、このあたりがネックになっているという御指摘もあるというふうに承知をしておるところでございます。

○穀田委員 要するに、空き家の撤去が進まない要因という大きな点は、今答弁ありましたように、解体そして撤去の費用がかかるということ、そしてもう一つは、先ほど来も議論になっておりますけれども、撤去した後に固定資産税が六倍になるという税負担が重いこと、この二つが中心的な問題なんですよ。

先ほど私が皆さんに紹介した湯沢市の市役所では、現に、積雪による被害は切実で、防災、防犯、

生活環境上からも行政として見過ごせない課題であるが、市の対応にも限界がある、空き家を撤去し、更地にすると固定資産税が六倍になるなど税制の問題がネックとなっている、こういうふうにはやはり言っていました。

相続などをした所有者が特定空き家を撤去しようと思つたとき、更地にすれば税金の負担がふえるとなると、所有者みずからが進んで撤去することにならない。ただ、一方、放置しておけば六分の一で済む。そうすると除却が進まないことにな。だから、それら全体を踏まえて、特定空き家などをなくしていく場合、税制上のインセンティブを国としてどのように考えておられますか。

○橋本政府参考人 御指摘の適正な管理が行われていない空き家の税制上の問題でございましてけれども、地方税法におけるいわゆる固定資産税の住宅用地特例というところで、二百平米以下の小規模宅地については、住宅とみなせるものが建つていれば六分の一に減額されているという問題があるというところでございまして。

このため、平成二十七年税制改正要望におきましては、空き家の除却、適正管理を促進するため、土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずるというところで要望しております。ただ、この内容につきましてはさまざまな御議論がございしましたので、具体的な内容についてはまだ総務省と詰めるまでは至っておりません。

それから、今御指摘の点は、特定空き家と呼ばれるような程度の悪い空き家を除却した場合に、例えば一定期間、固定資産税が六倍になるのを少し猶予するとかいうことを御指摘になったのではないかと思います。同時に、むしろもっと早目に、明らかに適正に管理されていないとみなされる空き家については六倍の原則に早く戻すべきだという、逆の、いわゆるむちのような御議論もございまして。市町村長さんの御意見は、どちらかというと、むちを早く入れるべきだという御意見の方が非常に強うございまして。

そういうことも含めまして、今後、また議員立

法等の御議論もあらうと思ひますので、その経過を見ながら、私どもとしては必要な措置を具体的に検討してまいりたいと考えております。

○穀田委員 これはいろいろ議論はあるところでして、いずれにしても、問題は、多数の意見、市町村なんかでいいますと税収の問題もありますし、それに対して金がかかる場合などという見返りがあるかということで、結果としてはなかなか遂行しているわけですね。

ただ、問題の中心は、税負担をそんなにかけずになおかつ除却できる、そういうことのために知恵を絞るという必要があると思うんですね。もちろん、それで不公平感という問題があつたりしてはなりませんし、そういう問題もきちつと考えるあかんわけけれども、やはり最終的には除却できる、それが一番進むという上で、負担なく誘導するという観点が必要だと私は考えています。

もう一つ、空き家撤去の進まない要因の一つは、解体撤去費用の問題についてなわけですねけれども、それはちょっと、きょう時間がもうありませんので省いて、それを聞こうと思つたんですけれども、空き家の活用についてだけ最後に聞いておきたいと思うんですね。

私、質問の初めに、全国の空き家が増加したのは、ある意味では地方の人口流出ということなんかも、大臣も答弁ありましたけれども、なぜ地方から人口が流出するのか、ここをきちんと見ておく必要があると思うんですね。

東京一極集中で地方に仕事がなくなくなり、若い方々が大都市に流出していく、これまでのそういう地域政策が原因で家を相続する若い方が今いなくなつたりして空き家となる。こうした空き家が生まれている原因の根本をきちんと見る必要があると私は思うし、今後、空き家が生まれないための対策が必要だと思っています。

空き家を生まないためには、ＩターンやＵターンなど、地方に若者や永住者に戻ってきてもらつて継承していくことが必要です。そのためには、今ある空き家を活用すべきだというふうに思うん

ですが、その点はいかがでしようか。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、使える空き家を利活用していくことは、何よりも有効な空き家対策だと思つております。

従来から、居住環境の整備改善を図る観点というところで、空き家を改修して体験宿泊施設など地域活性化の拠点として活用する地方公共団体の取り組みに対しては、空き家再生等推進事業というところで補助をしてまいっております。

この際、所有者が空き家を改修して活用するため、例えば、国三分の一、地方公共団体三分の一、所有者御自身の負担が三分の一という負担割合を限度で支援を行つておるところでございます。

また、空き家が発生している住宅団地において、民間事業者等が空き家をリフォームして売買あるいは賃貸化するというモデル的な取り組みにも支援を行つております。

さらに、住みかえ支援制度として、高齢者等の所有する戸建て住宅などを広い住宅を必要とする子育て世帯へ賃貸するという取り組みも、従来から支援をしてまいっております。

一方、総務省におかれましては、過疎地域の定住を促進する観点から、居住のために必要な空き家の改修に係る地方公共団体の取り組みに対して、過疎地域等自立活性化推進交付金の定住促進空き家活用事業あるいは過疎対策事業債により支援をされておるところでございます。

私どもといたしましては、引き続き、総務省とも連携をとりながらこうした取り組みに対して支援をするともに、地方公共団体が地域の実情に応じた支援制度を選択できるよう周知をしてまいりたいと考えております。

○穀田委員 全国では、NPO法人を中心に、地方の空き家を利用して、高齢者の共同生活の場などがあつています。

私、八月に調査で行つたんですけれども、高知県の髙原町では、しあわせ田舎移住計画ゆすはら

暮らしと、こういうプロジェクトを立ち上げて、髙原町移住定住促進住宅としまして、空き家を借り上げてリフォームし、十年間という期限つきで一万円から一万五千元で賃貸し、田舎暮らしの魅力を知ってもらつて定住を促進しているということをやつていました。

お聞きしますと、空き家所有者にとつても、固定資産税の免除をするということをやつて、それからリフォームを四百五十万円、そして耐震を百二十万円を上限に改修するということができるといふメリットもある。それだけでなく、役場に定住専門窓口をつくつて、空き家活用とあわせて、若者から高齢者まで働ける場を紹介しているというのが特徴でした。

だから、家があつて、それから仕事があつて、それで暮らせるわけですね、どつちかないとだめなわけですから、その意味では、その土地で暮らし続けるようなサポートを、自治体が努力し、行つていました。しかも、いろいろな協議会をつくりまして、窓口相談を地元の住民が一緒に行うということまでやるような取り組みをやつていました。私は、なかなかだなと思つたんですね。

こうした自治体の努力は、髙原町だけではなくて全国で多くの自治体が、方策はいろいろですが、空き家を生まない、ないしは危険空き家に落ち込ませないという努力を開始しているんだと思うんですね。こうした自治体の努力に対して国としてどう支援するのか、お聞きします。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。地方公共団体が空き家を借り上げてリフォームした上で、公的な賃貸住宅として、例えば高齢者の方、子育て世帯の方等に賃貸をするという取り組みに関しては、国は、リフォームに必要な費用の一部について、地域優良賃貸住宅制度により支援を行つておるところでございます。

従来は、共同施設整備費、それから加齢対応構造等整備費、いわゆるバリアフリー化の費用について補助をしておりましたが、加えて、二十七年

る子供の事故防止対策等のためのリフォーム、いわゆる子育て世帯のためのリフォーム費用についても支援対象とすることを要求しておるところでございます。

髙原町の取り組みは、先進的な事例として、私ども大変注目しております。今後、こういう先進的な事例をよく研究させていただき、また、地方公共団体の要望を踏まえまして制度の充実を図つてまいりたいと考えております。

○穀田委員 この機会に副大臣に、せつかく御努力いただいたので、聞いておきたいと思うんです。私が言っている話は、国としてどう支援するかという問題でいうと、先ほど橋本局長から総務省の話もありました。でも、よく聞いていると、国

交省の中でもいろいろな部局でこういう問題を支援しているわけですね。総務省とありましたが、でも、農水省もいろいろやつていっているわけですね。

全体として、間口をもう少し広げて、なおかつ総合的に、そういうものが全体として管理できるようなシステムを含めてやつておく必要で、西村さんがせつかく御努力なすつたんですから、その間口を広げ、なおかつ、広くすると同時にわかりやすくという点の努力が必要じゃないかということ提起しているんですけれども、どうですか。

○西村(明)副大臣 空き家の問題は全国の自治体が抱えている大きな問題でございます。いろいろな話を自治体からヒアリングした中で、今、穀田先生御指摘いただいたように、国交省にかかわる問題、総務省にかかわる問題、そして農水省にかかわる問題、さまざまございまして、そうしたものが法体系としてきちつちとサポートできないというところが、この法案、議員立法を作成する上での一番悩むところでございます。

今回、国土交通省のみならず総務省と共管の形で、そしてまた、恐らくこれから出てくるであろう議員立法にしましては農水省も含めたような形で、空き家対策を支援していきたいというふうに考えているところでございまして、まさしく、御指摘のとおり、国を挙げてしっかりと連携を組

みながら各自自治体をサポートする、これが非常に重要なことであるというふうに認識しております。

○穀田委員 副大臣に今答弁いただきましたので、ぜひ御努力願いたいと思うんですね。

自治体にとってみれば、それぞれの省がやっている、それから省がやっている一つ一つというのは、全部、もちろんわかってはいるんだけど、実際に空き家問題を抱えている人たちとその自治体にとっては、総合的なおかつ窓口を広げてということとは改めて、再度言っておきたいと思うんです。

私は、最後に、一番最初に大臣が言っていたことについてだけ、一言私どもの考え方を言っておきますと、人口減少と高齢化が進む、そういう意味では、当面は住民生活に悪影響を与える空き家問題の対策を講じることが必要だ、それは当然なんです。現象としてあらわれている空き家問題の背景には、地方都市の過疎化、人口減少、急速な高齢化があります。大臣も、大都市の問題を触れ、地方都市の問題も触れられましたけれども、何でも、こういう形が、疲弊や東京一極集中が進んだのかという問題の根本も掘り下げる必要があると思っています。

私は、この間の自民党政権が行ってきた東京一極集中、雇用と社会保障の改悪、それから大合併などによる地域破壊がつくられたということは言っておきたいと思うんですね。これを根本からは正すことが求められていて、地域経済の振興を基本に、先ほど述べたように、雇用の確保、そして元気な地域づくりを進めるということが今後の空き家問題の確かな解決の道だ……

○今村委員長 時間が来ております。

○穀田委員 ということを述べて、終わります。

○今村委員長 次に、坂元大輔君。

○坂元委員 おはようございます。次世代の党の坂元でございます。

風というか嵐のような状況になってまいりましたので、ひよつとすると今国会最後、もしかする

と今任期中最後の質問になるかもしれないということ、いろいろ伺いたいことを盛り込んで質問をさせていただきまして、ちよつとささぎな領域にわたりますこと、御容赦をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

まずは、先日視察に行かせていただきましたリニア中央新幹線についてお伺いをさせていただきます。

十二日水曜日に山梨県まで視察に行かせていただきました。委員長初め皆様に感謝を申し上げます。

視察に行かせていただきました。私もリニアの時速五百キロというものを体験させていただきました。私もともと乗り物が好きでございまして、童心に返ったような気持ちで、楽しく体験をさせていただいたんですが、周りを見渡すと、ベテランの先生方も含めて、皆さん大変興奮をしておられたとお見受けしました。私は、これですごく大事だと思いました。やはりリニアには夢があるなというふうに、実際に乗らせていただいで、私自身も思いました。

少し話が飛ぶんですが、私は、アベノミクスに必要なのは、こういう夢というか、次の世代の日本というものを明確にイメージさせるようなビジョンがやはり足りなかったのではないかなと個人的には率直に思っております。そういう中で、やはりこのリニアというものを、国として、国交省として積極的に支援をしていくべきなんじゃないかなと、視察に行かせていただいで改めて感じました。

視察の中で、JRの説明で、もともと、リニアではなくて、新幹線が開業する際にも、当時の佐藤栄作首相が世銀の支援も求める中で、これは国家的なプロジェクトとしてやっていくんだということ、かなり強力にリーダーシップをとられたという話も伺いました。やはり、次の時代の日本というものをつくっていくためにこのリニアというのは大変大きな役割を果たすのではないかなというふうに感じて、それに対して、国、国交省

として積極的な支援を行っていくべきだというふうに思っています。

現状、JRの自己負担では、まずは二〇二七年、平成三十九年に名古屋まで、次いで二〇四五年、平成五十七年に大阪までという二段階方式が率直に言うて限界ですという御見解でありました。

我々次世代の党は、世界最先端の技術開発など、未来に向けた投資を国家主導で推し進めていくために、日銀に百兆円規模の基金を設けるべきだということ提案、提言させていただいております。これ以上、見せかけの株価を上げるだけの金融緩和を行っていくよりは、こうした未来に向けての基金というものを、かなり画期的な提案ではありますけれども、行っていくべきではないかなというふうに提案をさせていただいております。

大臣にお伺いしたいのが、こうした基金という方法も含めて、国交省、国としてリニア中央新幹線を強力にバックアップしていくべきだということに考えておりますが、認識をお伺いしたいと思います。

○太田国務大臣 人が生きていく場合に、夢というお話がありました。私は、わくわく感というものが、食べ物にしましても、人に会うときにも、人間にとつて幸せをつくるために大事なことで、人間に思っています。リニア新幹線がそうなるようにということについて、私は大事なプロジェクトであるという認識をしています。

東京―名古屋間が四十分、そして東京―大阪間を一時間強で結ぶ。三大都市圏の人の流れは劇的に変わって、国民生活や経済活動にも大きなインパクトがある上に、わくわく感というものもあるというふうに思います。

JR東海が、民間企業としての経営の自由や投資の自主性の確保を貫徹することが大原則との前提のもとで、全額自己負担で整備するとの意向を示したことを受けて、そのときまでには随分経過があったわけでありまして、このことを受けまして建設の指示は行われた。二十三年の五月のことでございます。

JR東海は、このような前提に基づきまして、同社の財務や現場の工事の見通しを踏まえて、東京―名古屋間の開業目標を二〇二七年、大阪までを二〇四五年と設定しているわけでありまして、リニア中央新幹線の東京―大阪間の早期開業ということについても強い要望があることは十分承知をしております。

日銀を活用したりリニア中央新幹線への投資の御提案ということでありますが、この点はJR東海の考え方というものを踏まえてはならないと思っておりますが、これは金融政策の問題でもありまして、日銀において検討されるべきものであると思います。

いずれにしても、東京―大阪間の早期開業、そして二七年の東京―名古屋間、こうした予定を少しでも早くという国民の声を受けて、建設主体であるJR東海の考え方をよく踏まえながら対処していきたいと考えております。

○坂元委員 御丁寧な答弁をありがとうございます。

JR東海さんも非常に頑張ってくださいという、名古屋での乗り継ぎ、リニアから新幹線、新幹線からリニアへの乗り継ぎもかなりスムーズに行えるようにといった工夫もされるというふうに行っておりますが、やはり一本で大阪まで行けると行けないのとでは全然効果が違ってくるんだらうというふうに感じます。

当然、日銀の基金の話は金融政策の面もありまして、太田大臣からぜひ政府の中で積極的に働きかけていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、小笠原諸島周辺海域の中国サンゴ船違法操業についてお伺いをいたします。

この問題、私も、地元福山市に戻りまして、多くの方から、これを何とかしなさい、してくれという率直なお叱りというか御意見をたくさんいただきます。恐らく、多くの議員の皆さんもそうではないかというふうに感じますが、

率直にまずお伺いをしたいのが、海上保安庁長

官、きょう、いらつしゃつていただいています、海上保安庁の現行体制で対応できている、もしくは今後もできるといふに率直にお考えでいらつしゃいますでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えします。

ことしの九月中旬以降、小笠原諸島周辺海域等におきまして、中国のサンゴ漁船と見られる漁船が多数確認されております。

これに対しまして、海上保安庁では、全国規模での運用調整を行い、同海域において大型巡視船や航空機を集中的に投入した特別な体制を整え、違法操業を行う中国サンゴ漁船の取り締まりを行っております。

その結果、十月五日以降、昨日逮捕した一人を含め、これまでに六人の中国人船長を逮捕しております。

引き続き、水産庁及び東京都が派遣している漁業取り締まり船等とも連携し、法令にのっとり、厳正に対処してまいります。

○坂元委員 最も多かった時期に比べると減ってきていて、現状、百二、三十隻ぐらいですかね、というふうに向いましたけれども、やはりまだそれだけ居座っているわけで、率直に言つて、やはり海上保安庁だけでは難しいんじゃないかというふうに感じざるを得ません。

さようは、防衛省原田政務官、いらつしゃつていただいていますけれども、先日の安保委員会でも我が党の中丸啓代議員から御提案させていただいたと思いますが、一つ我が党から御提案として挙げさせていただいておりますのが、やはり自衛隊の協力は絶対必要だといふふうに思います。そういう中で、小笠原諸島周辺海域で海上自衛隊が実弾訓練を行つたらいののではないかと御提案でございます。

訓練は、当然、現行法下でもできるわけですが、日本の領海内であればどこでやってもいいわけであつて、そして、実弾訓練を行うとなれば、当然、周辺の海域にいる船に対して退避しなさいというアナウンスも行わなければなりません、大きな

威嚇、抑止力になるのではないかといふふうに思いますけれども、防衛省としての御見解をお伺いさせていただきます。

○原田大臣政務官 坂元委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

貴重な御提案をいただいたわけでありますけれども、御意見としてお受けをさせていただきたいと思ひます。

その上で、一般論と申しますか、海上における外国漁船の監視、取り締まりについては、水産庁、海上保安庁等において実施しており、御指摘の事案についても、水産庁、海上保安庁等の関係機関が連携しつゝ対応いたしておるところでございます。

坂元委員の御指摘もありまして、貴重な意見としてお受けをするということで、今後とも、防衛省・自衛隊としては、必要に応じ、海上保安庁等の関係省庁と連携の上、適切に対応してまいりたい、本日はこのような答えをさせていただきたいと思ひます。

○坂元委員 原田政務官、本当にありがとうございます。

私、海上保安庁も本当に全力を投入してやつていただいていると思つております。ただ、やはり現状、これだけまだ居座っている、居残つていゝという状況の中で、では国としてどうしていくんだという判断が必要になつていく状況だといふふうに思ひます。ですので、何うだけではなくて、せめて検討ぐらひはしていただきたいといふふうにお願ひを申し上げます。

原田政務官、どうもありがとうございます。続きまして、八月に広島市内で発生をいたしました豪雨災害に関する支援についてお伺いをさせていただきます。

道路、河川、砂防など、このたびの災害で被害を受けた施設の早期復旧のために、災害査定を早期に実施していく必要があります。この点の対応について、現状どうなつていゝか今後の見通しについてお伺いをさせていただきます。

○池内政府参考人 お答えいたします。

広島豪雨災害におきましては、道路、河川、砂防等の公共土木施設の被害が、広島県、広島市、それから安芸高田市の所管施設において発生しております。

広島県、安芸高田市の補助災害復旧事業につきましては、十月末に災害査定が完了してございまして、被害額は広島県で約十一億二千万円、安芸高田市で約一億四千万円となっております。

また、広島市の補助災害復旧事業につきましては、被害額は約四十一億四千万円という報告を受けておりますが、十月末から災害査定を実施しておりますので、十二月中旬ごろまでは査定が完了する見通しとなっております。

○坂元委員 十二月中旬にというお話がございました。ぜひ年内に査定を終わつていただけますように、現状やつていただいているのは理解してまいりますので、ぜひとも努力をお願いしたいといふふうに思ひます。

続いてでございますが、甚大な土砂災害、山地災害をこうむつた多数の箇所の早期復旧のために、直轄事業であります砂防災害関連緊急事業の大幅採択に関して、格段の御配慮をぜひとも願ひしたいという声が地元から上がつております。また、高度な技術や集中投資が必要な箇所といふのもたくさんありまして、そうしたところに関しても、できるだけ早期に、直轄事業として積極的に国がリーダーシップをとつて、国交省がリーダーシップをとつて行つていただきたいといふふうにお願ひを申し上げます。

この二点について、御答弁をよろしく願ひいたします。

○池内政府参考人 お答えいたします。

国土交通省では、現在、今回の災害で大きな被害が発生いたしました緑井・八木地区を中心に、二十四溪流におきまして砂防堰堤の緊急事業に着手したところでございます。

これらの溪流におきましては、現在、応急的な安全対策としての、来年一月末ごろの完成をめど

に、強靱ワイヤーネット工の整備を進めております。今後、砂防堰堤の早期完成に向けて整備を推進してまいります。

また、このほかの溪流につきましても、関係機関と検討、調整を行ひまして、必要な箇所につきましては直轄事業として砂防堰堤等の整備を進めてまいります。

引き続き、被災地の日も早い復旧復興のために、土砂災害からの安全確保に全力で取り組んでまいります。

○坂元委員 御答弁ありがとうございます。

先日、この件に関して説明を受けた際も、仮の対策ということで防護ネットのようなものを張つていただいたり、かなり臨機応変に、とにかく、まずは応急処置をするんだという部分も含めて、柔軟にやつていただいているということも理解をいたしましたので、今後とも、さらなる力を入れて取り組んでいっていただきたいといふふうにお願ひをいたします。

続きまして、先日、本委員会でも議論がされました、土砂災害防止法の改正の際にも上がつておりました土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定を加速していくために、やはり、大きな問題として費用面の部分があるといふふうに率直に広島県からも伺つております。警戒区域の指定の加速のために必要な費用の助成であつたり、指定に係る交付金の補助率のかさ上げなど、財政的支援を中心にやはり配慮が必要なのではないかといふふうにお願ひを申し上げます。

この点に関して、御答弁、御見解をお伺ひいたします。

○池内政府参考人 お答えいたします。

警戒区域等の指定を加速するためには、まずは基礎調査を促進することが重要だと考えております。

基礎調査につきましては、調査を推進する都道府県に対しまして、防災・安全交付金による積極的な支援を行つてまいります。

また、国費率のかさ上げにつきましては、現行制度のもとで既に基礎調査を完了した都道府県とのバランスも踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

また、基礎調査の実施に当たりましては、詳細な地形データが必要となるため、国が所有しております地形データの提供などによって都道府県の実質的な負担軽減を図ってまいります。

さらに、区域指定が進んでいる県の事例を見ますと、若干名の専任職員の配置やOBの活用、自治会単位での住民説明会の開催、地元区長会への事前説明で地域の理解を得やすくするなどの工夫を行って、負担軽減を図っておられます。

国においては、このような先進事例を各都道府県に周知することによりまして、区域指定の促進を図ってまいります。

○坂元委員 費用面以外の、情報の共有であるとか知恵を使つたいろいろな工夫をしていただいていることは本当に理解をしております。そして、これまで取り組んでこられた自治体とのバランスというものも見られているということも理解をいたしました。

ただ、これだけ激甚災害がふえてきている中で、積極的に進めていく、警戒区域の指定を促進していくためには、やはり費用面というの今後の検討課題としてはあるのかなというふうに思っておりますので、まずは基礎調査からというところではありますけれども、今後の推移を見て、検討の課題の一つにぜひとも入れておいていただきたいというふうにお願いをいたします。

続きまして、今回の災害では、大規模な土石流による土砂の流入や周辺道路の崩壊で、住居の全半壊を問わず、実質的に帰宅が困難となった被災者の方が相当数いらっしゃいます。こういう方々も含めて仮住宅などの避難がさらに長期にわたることが想定されますが、こうした被災者の方々に対して災害救助法の弾力的な運用をお願いしたいというふうに考えますが、御見解、いかがでしょうか。

○兵谷政府参考人 お答えいたします。

災害救助法に基づく応急仮設住宅につきましては、自宅が全壊し、みずからの資力では住宅を得ることができない方に提供するということが原則でございますが、全壊でなくとも、住家の損傷が激しく、実質的に居住することが困難と認められる場合や、住家には直接の被害はなくても、行政からの避難指示等を受けているために長期にわたるみずからの住居には居住できないといった、いわば全壊と同等とみなせる場合には応急仮設住宅の供与が可能でございますので、被災者の個別の状況に応じまして適切に対応してまいります。

○坂元委員 今回、土石流の災害でありましたので、全壊とか半壊してなくても、いわゆる泥が家の中に入ってしまったって実質的に住めないという状況の方もやはりいらっしゃるわけでありまして、ぜひとも弾力的な運用をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、私の地元であります広島県福山市の課題について幾つか御質問をさせていただきます。

先ごろ発表されました国土のランドデザイン二〇五〇の中でも示されている、そして太田大臣がよく御答弁の中でも使っておられますコンパクト・プラス・ネットワークという手段で、地方都市が連携をして圏域を拡大していくという方向性を打ち出しておられますが、その中で、私の地元福山市は、地方中枢拠点都市にも指定をされておられまして、広島県東部、備後地域のまさに拠点として、中心となつてやっていく必要があるというふうに思っております。

そのために大きな課題となっておりますのが、直轄国道バイパスとしての福山道路の整備、そして松永道路、これは尾道に向かっていく側の道路なんですけれども、この四車線化ですね。今、片側一車線ずつの二車線で非常に渋滞するんですけれども、この四車線化が必須であるというふうな思っております。

これらの促進について、国交省の御見解をお伺いいたします。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

本格的な人口減少社会を迎える中、委員御指摘のように、コンパクトな拠点を結ぶネットワークとして道路の果たす役割は重要だと考えております。

御指摘の福山市周辺の国道二号に関しては、二車線区間に約四万台の交通が集中し、朝夕を中心とした渋滞や交通事故等の課題が生じています。物づくりを特徴とする広島県東部、備後圏域におきまして、重要港湾福山港から尾道市への鋼材の輸送、さらには、これらの物流を支えるとともに、観光振興や医療など地域サービスの連携を図るためにも、国道二号の強化が重要と考えております。

国土交通省では、当該地域におきまして、委員御指摘のように、国道二号松永道路、福山道路の整備を進めております。

まず、松永道路でございますが、暫定二車線区間、二・五キロありますけれども、この四車線化につきまして、現在、改良工事とトンネル工事を進めておりまして、平成二十八年度の完成を予定しております。

また、福山道路、三・三キロメートルにつきましては、現在、用地買収を推進しております。引き続き、地元の御協力をいただきながら、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○坂元委員 ぜひともよろしくお願いをいたします。

続きまして、今お話にも上がりましたが、福山港についてでございます。

国際バルク戦略港湾に指定された福山港について、開発保全航路の計画水深十九メートルを確保することなど、やはり国家戦略として、というのは、福山港はJFEの日本最大の粗鋼生産量を誇る工場がございまして、やはり国家戦略として国際競争力アップに必要な対策というものを講じていただきたいというふうに思っております。

さらに、福山港と水島港を港湾法に基づく特定貨物輸入拠点港湾に指定をして支援措置の拡充を図っていただきたいというふうにも考えておりますが、以上二点についての御見解をお伺いいたします。

○大脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、福山港には、単一製鉄所として国内最大となります製鉄所が立地をしております。鉄鉱石の輸入拠点として極めて重要でございます。御指摘のように、近接する水島港との連携の取り組みも進められ、国際バルク戦略港湾として選定をしているところでございます。

委員御指摘の、福山港にアクセスします開発保全航路の備讃瀬戸北航路につきましては、航路埋没により計画水深十九メートルが確保されていない浅い場所が存在しておりますことから、既にしゅんせつ工事に着手しているところでございます。

また、港湾法に基づきます特定貨物輸入拠点港湾の指定につきましては、国際バルク戦略港湾を念頭に、法令に基づく一定の要件を満たしたことから指定をしておくことを考えてございます。

国土交通省といたしましては、地元からの御要望、荷主企業の連携状況、並びに個別の事業の必要性、緊急性などを勘案しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○坂元委員 やはり、熾烈な国際競争の中、日本の鉄産業を背負って戦っておりますので、ぜひとも国家として御支援をお願いしたいというふうに思っています。

最後の御質問でございますが、本年五月三十日にこの国土交通委員会でも私、質問をさせていただきまして、太田大臣からも前向きな御答弁を頂戴いたしました。E・T・Cの大口・多頻度割引制度の見直しについて、御質問から約半年が経過いたしましたので、あのときは研究をするというふうにおっしゃっていただきましたので、どの程度研究

が進んでいるのか、現状をお伺いしたいと思ひます。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

高速道路の大口・多頻度割引につきましては、御存じのように、後納制度となっております。これは、未収に対するリスク回避をするため、申し込み時に保証金の預託等をお願いしているものであります。

今年五月、議員からの御指摘を踏まえ、利用実態を調査するとともに、利用者の意見を確認するなど、さらに利用しやすい制度となるよう高速道路会社と検討を指示いたしました。

これを受け、高速道路会社が調査したところ、請求された期限までにお支払いいただけず、督促状の発送後にお支払いしていただいている実態もあり、また、現行の保証制度について利用者から一定の御理解もあるということがわかりました。本日改めて委員から御指摘もあつたわけですが、高速道路の料金につきましては、利用者の皆様に確実にお支払いしていただく必要があります。今後とも引き続き利用実態を丁寧に調べながら、どのような保証金の額がよいか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○坂元委員 利用者アンケートを私も見させていただいたんですけれども、ちょっとこれは問題があるかなと思ひました。ですので、やはり利用者が利用しやすい制度となるように改善をぜひともお願いを申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○今村委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 維新の党の足立康史でございます。ふだんは別の委員会で活動させていただいておりますが、きょうはまとまった時間を頂戴しまして、井上理事初め同僚の皆様へ感謝申し上げますと存じます。

きょう私は、土砂、建設残土の話を中心に御質問申し上げます。

きょうテールにもつております空き家対策の特措法案、横から拝見をしていただけてあります。

すが、本当にすばらしいお仕事だと感服しております。敬意を表したいと思ひます。宮路先生、山下先生、そして西村副大臣を中心にお取り組みであつたというふうに承知しておりますが、御苦労も多かったと思ひます。大変敬意を表するところでございます。

また、冒頭、きょう後藤祐一委員の方からも質問されておられましたが、後藤先生も、地元のあるいは現場の自治体の状況を非常によく調べておられて、私もふだん地元で感じておることがそのままこの委員会で議論されておるということで、非常に有意義な内容であつたというふうに思ひます。

土砂の話に入る前に、この空き家の話に一言ちょっと触れさせていただきたいと思ひます。実は、私がふだんずっと、何とか対策をとらないといけない、こういう思いで土砂の問題に取り組んでおる中で、私自身、なかなかこれは大変だなと思つてやつてきた問題と同じ問題が、きつとこの空き家の問題にもあつたんだらうなと思ひます。

それはどういうことかという、一つ同じ共通の特徴というのは、自治体の条例がある意味で先行しているわけでありまして。この空き家の問題も、三百を超える条例が各地でつくられておるということでありまして、実は建設残土、土砂の問題も、大変多くの都道府県、市町村で条例がつくられてあります。

これはどういうことか。私の理解であります。現場でもうとにかく問題になっているんですね。現場の自治体の住民、国民の足元、手元においては、もうそれは、空き家の問題、あるいは、またちょっと別の問題かもしれませんが、維新の党の私どもの小沢幹事長などは、ごみ屋敷ということ、また別の問題を別の角度から取り上げているわけでありまして、いずれにせよ、現場ではもう明らかな問題なわけですね。

私が今申し上げた建設残土の問題も、現場では事故が起こつて明らかな問題なんです、これが、

いざ、では国のどの部署に御相談をすればいいかということ議論しても、なかなか、窓口もよくわからないということが実は続いてきたわけでありまして。

何か、何うところによりまして、空き家の問題も、条例については、建築、景観、あるいは廃棄物、ごみ、さらに言えば危機管理、さまざまな観点から条例がつくられていきますので、必ずしも条例の内容については一律では当然ありません。こういった問題をどういうふうに捉えて今この特措法案に至つたのか、その問題認識と経緯について若干御紹介をいただければ幸いです。

○西村(明)副大臣 今御指摘ありましたように、空き家の問題に関しましては、さまざまな現場の課題が提起されてまいりまして、それをいかに解決するかということで各自自治体が独自に取り組んでいたわけでございますけれども、そうした取り組みを国としてしっかりと支援していく方法はないのかというのがスタートでございました。

各自自治体から細かに現状、そしてまたそれに対する取り組みの内容につきまして数多くのヒアリングをしていく中で、国土交通省、総務省を中心とした、政府が連携した体制が必要だということ、今回の議員立法の動きになつたというふうな承知しているところでございます。

御指摘の、さまざまなほかの課題に関しまして、当然、それぞれの持つ課題とそして現状についてヒアリングをしつかりと積み重ねて、この空き家の議員立法がこれから採決されるというふうな何一つありませんけれども、そうしたものと同じようなものなのか、そしてまた独自に解決できるものなのか、これはしっかりとそれぞれ検討して、解決に向けて取り組んでいかなければならないというふうな思ひます。

○足立委員 ありがとうございます。

今まさに御紹介いただいたようなことで、本件については、空き家対策については、空き家対策の特措法案という形で問題を確定し、その確定し

た問題についてはこういう対応をとるということで、まさにこの国会で、立法院で対応することになったと承知をしているわけでありまして、今申し上げたように、空き家問題というものを確定した法律ができるわけですが、当然、この法案からは外れるものがあります。

先ほど小沢幹事長の話を御紹介申し上げましたが、例えば、いわゆるごみ屋敷という問題ですね。私が伺っている限りでは、例えばこの空き家対策も、対策を講じていったその先に、何かごみ屋敷のように見える、あるいは空き家のように見える、そこに立ち入つていったときに、人が住んでいた。住んでいる方がいたら、これはこの特措法案の対象からは外れる、これはこういう理解でよろしいですか。

○松脇政府参考人 お答えします。

いわゆるごみ屋敷、ごみ空き地の問題につきましては、住宅や土地の所有者による管理が適切になされていいために、周辺の生活環境に深刻な影響を与えてしまつている問題の一つであるとともに、現場によつてさまざまな状況、課題があると受けとめております。

例えば、住人不在の住宅や不動産において第三者がごみ、廃棄物を不適正に処理している問題であれば、環境行政の問題として対応されるべきものと考えられます。

一方で、今議員が御指摘になつたように、所有者本人がいわゆるごみ屋敷をつくつてしまうような場合の中には、周辺の住民からはごみと見えるようなものでも、本人にとつては大事な財産であると主張されるケースもあつて、財産権保護の観点等で難しい課題もあると考えられます。その背景には、ひとり暮らしのお年寄りの問題であるとか、近所の関係が疎遠になつてしまつているとか、あるいは認知症が疑われる場合もあるとかというような指摘もあるというふうに聞いております。

このような状況の中、御指摘もありましたように、幾つかの地方自治体においては、既にこの問題に関する条例を策定している例もあると聞いて

おります。また、環境委員会には、お話がありましたように、議員立法が現在継続審査になっているというふうに承知しておりますので、このような動向を十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいたのは瀧口局長ですか。

○今村委員長 松脇政策統括官です。

○足立委員 松脇さんですね、松脇政策統括官。

これは、済みません、今どなたに御答弁をいただいたかということを確認しましたが、実は、ごみ屋敷というのは小沢さんが一生懸命取り組んでこられているわけですが、まだ法案の形、法案にはなっているわけですが、その法案は、野党でもありますので、実現をしております。

でも、空き家と同じように、ごみ屋敷についても、実は、報道、マスコミなんか取り上げられていますように、現場では問題になっているわけですね。空き家対策でも御理解いただけますように、市町村によっては、知見が十分ではなくて、なかなか対応をどうしたらいいかわからないというようなことがあって、相談をしたいと思います。

行政が、それぞれ、市町村は市町村、都道府県は都道府県、国は国で、当然、地方自治のあり方の中で別の主体なわけでありますが、仮に、ごみ屋敷問題、これは人が住んでいるケースですね。このごみ屋敷問題について、国のレベルで相談をしたいという者があつた場合、これはどこの部局になるか。もし御答弁いただければいいのでしたら、松脇統括官でも結構ですし、そこで譲り合つていただければと思います。

○鎌形政府参考人 いわゆるごみ屋敷の問題についてのお尋ねでございます。

直接のお答えになるかどうかわかりませんが、私も、私ども、ごみ屋敷の問題は、悪臭、害虫、火災等の生活環境保全上の支障を及ぼし得るもの、こういうふうに考えておりますけれども、廃棄物を所管する立場から申しますと、個人の住宅

に集積されたものにつきまして、廃棄物処理法上の廃棄物と捉えて対処していくということについては、いろいろと難しい問題がございます。

かみ砕いて申しますと、それらのものが廃棄物に該当するか否かということは、廃棄物処理法の考え方、その物の性状のほか、占有者の意思などを総合的に勘案して判断することとしてございます。そこで住人の方が廃棄物ではないというふうな主張をされるような場合には、同法に基づき、廃掃法に基づく対応が困難になるといった課題が考えられてくるというところでございます。

御指摘のとおり、一部の自治体では、ごみ屋敷が生活環境保全上の支障を及ぼしている、こういう場合に、例えば調査、指導、勧告、命令、代執行などを行うことができるような条例を制定しているということもございますので、私も環境省といたしましては、そうした自治体の動向も見ながら必要な対応を考えてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○足立委員 おっしゃっていることはよくわかります。

ちょっと更間いというか、こたわつて恐縮ですが、地域で、いわゆるごみ屋敷、あえてごみ空き地と申し上げましたが、ごみ屋敷というのは家が建つていて、それがごみでいっぱい。猫屋敷と言う方もいらっしゃる。それから、何か党内でよく議論をしていると、空き地はもうごみ箱になっちゃうんですね。だから、空き地の隣に住んでいる方も、隣の空き地が要はごみ箱になっちゃうので大変だというような問題もあるようであります。この問題は非常にささいな問題のように思われるかもしれませんが、住民の方々にとつては大変な問題であります。

このいわゆるごみ屋敷、ごみ空き地と言われる問題が問題だというときに、いや、これは自治体の問題だから自治体でよきに計らつてくれということかもしれないませんが、仮に、国で、問い合わせ

をしたい、これは環境省の廃棄物・リサイクル対策部にお問い合せをすればよろしいかどうか、確認させていただきます。

○鎌形政府参考人 私ども環境省では、廃棄物の適正な処理というものを確保することを所管して、事務を進めてございます。

そういう意味で、廃棄物に該当するかどうかという判断、そのもとに廃棄物であれば適正な処理が求められる。そういうことについては、御相談があれば、個別の事例について、廃棄物に該当するかということも含めて、御相談は受けるということはある得る、こういうふうに思います。

○足立委員 私も役人でしたのでよくわかるんですが、恐らく、これは現実には何が起るかという、いわゆるたらい回しということが起こるんだと、多分そうだと思うんですね。

地方分権を主張している党として、いや、それは自治体でしつかりやれということに対して、いろいろ課題もあるわけですよ。国レベルでも、私以前もこの場で申し上げたかもしれませんが、私は役人でしたので、基本的には、森羅万象、何か問題があれば霞が関で一応担当者はいる。農水省を見ても、細かく、トウモロコシ係長さんまでいるわけですね。あらゆる森羅万象について霞が関には担当者がいる、こういうふうに実は理解をしていたんですが、なかなか実態の運用上、問い合わせをしても、実は結局着地をしないという問題がたくさんあるわけがあります。

今、環境省の方から、廃棄物についてはアドバイスするよ、端的に言うと、そういう御答弁がありました。いわゆるごみ屋敷、ごみ空き地と言われるもの、これは角度によつては国交省に落ちるケースもあると思います。国交省においてはどの部局が担当だと思われるか。

そもそも私が、ごみ屋敷、ごみ空き地についてその定義をせずに質問していることについては謝りますが、一般にごみ屋敷、ごみ空き地と言われるものについて御答弁いただければと思います。

○松脇政府参考人 国交省の中におきましては、私は政策統括官でありますけれども、国土や土地、特に適正な利用がなされない土地の問題については局をまたがって見ることにしております。そういうことで本日は私が答弁させていただきましたが、霞が関全体の中では、現在、法案も環境委員会が審査されておりますので、環境省の関係が強いのではないかとこのように私は考えております。

○足立委員 国土交通委員会の先陣方、また大臣初め国土交通省の皆様方も、きょう私がここで申し上げている問題、なかなか解決はしないわけですが、ぜひ御理解をいただいて、私がこういう質問を申し上げている理由は申し上げるまでもないと思いますが、たくさんこういう問題があるわけです。

だから、社会の中で、それこそ条例が、空き家の場合は西村副大臣初め皆様方が立法院で汗を、これは立法院の役割ですから当たり前のことでありますが、議員立法で問題を確定し対策を確定することによつて初めて動くという問題が実は山のようにあつて、特に経済社会のあり方が変わる中で、今までは無視できた問題が非常に大きな問題として脚光を浴びてくる。

ところが、順番としては、問題が起こったときにまず何が起るかという、条例ができるわけですね。それは足元で困っているわけですから、市町村が条例をつくることから始まるわけですね。三百五十五もの条例ができた中で、心ある政治家の先輩方が、これはいかぬということまで汗をかいてここに至っているということで、私は、本来あるべき手順、すなわち、問題がある、それを現場で認識した市町村が条例をつくる、たくさん条例ができる中で立法措置が必要だということ、立法府で措置がされる、これが順番であり、しかるべき形で来たということなわけです。

申し上げたいことは、ほかにもあるぞということが言いたいわけでありまして、例えばその問題の一つが、手前みそながら、私が今立法活動をし

ております建設残土の問題、これは建設残土あるいは建設発生土といえは国土交通省になるわけでありまして、先般も同僚の岩永議員の本会議での質問に対して太田大臣の方から非常に前向きな御答弁もいただいて、感謝をしているところでありますが、これも問題を確定しないと実は所管は決まらないというところであります。

建設残土の問題については、環境省も実はいろいろアンケート等で調査をされておられます。これは、まず、あえてここでは建設残土と申し上げます。土砂と言ってもいいし、建設残土と言ってもいいし、あるいは建設発生土と言ってもいいわけですが、その言い方によって、実は私が御相談しても来られる役所が変わります。これは御理解ください。

あえて、ここでは一般的に建設残土と申し上げるわけですが、この不適切な取り扱いが全国で多発している現状、これを捉えて私はここに立っているわけでありますが、この不適切な取り扱いが起きているこの現状について、あるいは条例が全国でたくさんできているということについて、国交省、環境省からそれぞれ状況を御答弁いただければと思います。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○瀧口政府参考人 建設工事に伴いまして、委員御指摘のように、いろいろな土が出てくるわけがあります。私どもはこれを発生土と言っておりますが、これにつきましては、他の建設工事で、例えば資材に使えなかったようなことがあるわけでございまして、できるだけこのような有効活用をするということをお私どもは進めてきております。

しかしながら、当面有効活用されずに、残土の受け入れ地といったようなところに持ち込まれる例があるわけでございます。この受け入れ地に搬入された残土が崩落をするといったような事案が起っております。

委員御指摘のとおりでございますが、私ども、新聞などをこれについて検索いたしましたところ、

ろ、平成十三年以降に全国で十七件という数が確認をされております。建設残土の受け入れ地等における崩落案件ということでございます。この中には、既に委員が本委員会においても御指摘をされておられます、二十六年二月に大阪府の豊能町で発生いたしました事案も含まれているところでございます。

○三好政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおり、環境省では、有害物質に汚染されている土壌という観点で、土壌汚染対策法に基づいた対策を行っているところでございます。

具体的には、土地の所有者等による土壌汚染の状況を把握するための土壌汚染状況調査、調査の結果を踏まえた区域の指定及び汚染の除去、都道府県知事等の許可を受けた汚染土壌処理業者による汚染土壌の適正な処理などを行っておりますが、これは、先生御指摘の観点からいいますと、建設残土となるものも含めまして土壌汚染の観点から対策を行っているということでございます。それから、地方自治体の取り組みについてのお尋ねがございました。

私どもでは、そういう意味で、土壌の堆積、埋め立て等々、土壌汚染の防止という観点、各自治体においてその捉え方はさまざまでございますが、一概には申し上げられないところもございまして、すけれども、条例や要綱が制定されておりますのは都道府県等二百四十五の自治体ということでございます。そういうところで対応がなされているというふうな承知をいたしているところでございます。

○足立委員 ありがとうございます。

国交省と環境省の関係等について改めてここでお話をするつもりはもうありませんが、同じような問題だということは御認識をいただけるかと思えます。

今あったように、空き家対策に関する条例が三百五十五、この土砂の問題、いわゆる土砂条例、ネットで土砂条例と検索するとウィキペディアで

も何でも出てきます、二百四十五の条例が確認できているという御答弁がありまして、私は、もう既にこれは立法府でしっかりと対応していく必要がある、こう思っているわけであります。

もちろんこの国会も、諸説ありますが、場合によってはもう法案を審議できる時間もないかもしれないので、また次の会期ということになるかもしれませんが、建設残土の安全に係る、いわゆる住民の安全を確保するための法案を検討しておりますので、ぜひまた御協力、御指導をいただきたいと思っております。

この問題については十月二十三日の本会議でも岩永議員の方から取り上げさせていただいて、太田大臣の方から御答弁をいただいていたに感謝をしておりますが、その出口のところとか、御答弁いただきました中で、既存の法制度の活用も含めて、関係者と調整して、適切に検討していくという御答弁をいただいたわけであります。

これは、私もいよいよ地元に戻るかもしれないので、みんなこの答弁を非常にありがたいと。私の地元だけではありません。全国の、これは実は関西では、一カ月ほど前かな、ちよつと失念しましたが、NHK大阪がこの建設残土の特集を組んでいますが、その特集でも、今先ほど平成十三年以降という御答弁がありましたが、NHKの調査では、もつと足元だけで、ことしに入ってから、ことしだけでも、大阪の豊能町、群馬の高崎、福岡の久留米で崩落が起っております。また去年は、滋賀の大津市で崩落。それからさらに、埼玉の皆野町というところで崩落をしております。もうことし、昨年だけを取り上げても大変な事故が起っております。

そうした中で、大阪府でも、これは条例をつくらうという中で取り組んでいるわけでありまして、が、恐らく十二月議会にかけられると思えます。ぜひ、太田大臣、これは本場に国交省だけの問題ではないのは承知をしておるわけでありまして、御検討いただけるというその言葉に甘えて、どのような形で今後御検討いただけるか、もし一

言でも補足をいただければ幸いです。

○太田国務大臣 十月二十三日の衆議院本会議におきまして、私の方から、これは土砂災害の審議であつたわけですが、同じように町中においてもそうした崩落があるということについて、不適切な取り扱い状況については把握して、既存の法制度の活用の方も含めて、関係者と調整を図って、適切な対応のあり方について検討する、こういう発言をさせていただきました。

国の公共工事を初めとする大規模工事から発生する建設発生土については、国は、発注者に対して取り扱い管理を徹底させるということが大事で、公衆災害の防止について通達による指導を行っているところであります。さらに、土地改変を規制する砂防法などの既存法令に基づいて適切に措置すべきところでございます。

しかしながら、この間の、委員御指摘の大阪府豊能町におきまして、建設発生土の不適切な取り扱いにより崩落事故が発生した。これについては、発生後、大阪府が関係者を告発するとともに、砂防指定地内の行為許可の取り消し、これは砂防法に基づくわけですが、行つたところで、国交省としましては、全国の砂防部局に対し、砂防指定地内の管理強化の要請をいたしました。

そのほかに、全体的なお話ですが、同様の事案が発生していないか確認をしたところ、局長が答弁しましたが、現在把握できる情報によりますと、平成十三年以降約十七件の残土崩落があつたものと承知をしております。今、足立委員からも御指摘の五件については、御指摘をいただいたところでございまして、これをしっかりと私としては把握をしたいと思います。

これら十七件の残土崩落事案は全て砂防法などの既存法の対象区域に存しております。中止命令や許可取り消しなどの措置がどのように機能してきたか等についても検証を行う必要があると考えております。

省庁にまたがるという話がありましたが、私は、国交省がこれは中心となつてまとめたい。どこがや

るかということについては、これは議員立法というような方法もあり、また行政側が、我々政府という側はむしろ、そういうようなまがたることについて我々がほかの省庁にも働きかけたりしながらという、どこが主導していくかということが大事だということに思っておりまして、国交省が中心となって、関係省庁に働きかけて取り組みを進めていきたいと考えております。

○足立委員 太田大臣、丁寧な御答弁をいただきまして、本堂にありがとうございます。

先般も申し上げましたが、大学の後輩でもありまして、尊敬をしております。二期目はぜひ同じ側で仕事をいたしたいなというふうに、こういう話は、ほかの委員会ではよくやるんですが、なかなか国交委員会では受けないんですが、失礼しました。

今御答弁いただきましたように、国交省が中心になって取り組んでいただけたらということで、本堂にありがとうございます。

実は、きょうもこの後、本会議の後、私、地元に戻りますが、豊能町の方々が私の事務所においでになります。別に、きょうの質疑とは全く関係ありません。

しかし、豊能町、このように注目をされる、テレビ等でも報道されるようになって、よく知られるようになったわけですが、大臣、実は問題は全く解決していません。

豊能町で今、土砂が積まれている山が、大きな山が四つ、五つあります。今御答弁もいただきました、大阪府が告発をした案件については、もうその事案のいわゆる刑事処分、起訴されて終わっている案件なわけですが、実は、その案件、その処分が終わった後、その山はまだ土砂が積み上げられる作業が続いております。

それから、その告発があった山と別の山が崩落をしたわけですが、その崩落をしたのも、二百メートルにわたって大変な山崩れが、山崩れというのは、くれぐれも皆さん、これは自然災害ではないんですよ、人為的に積み上げられた土砂が崩れて

いるわけがあります。たまたまそこに人が通っていなかった、府道にバスが通っていなかったからよかつたんですが、もしその場にバスが通っていたら、十数名の方の命が奪われたかもしれない事故が起ったわけがあります。

実は、その山も、大阪府が入ってやっています、あるいは土木事務所が入ってやってくださっています、その山の奥はまた新しい山が積まれています。それから、別の、ある小学校の裏山も今積まれています。豊能町においては、そういう四つ、五つの山が、依然としてトラックが走り回っているという状況をとめることができないでいるんです。

今大臣も御紹介をいただいた砂防法、これは砂防部局の方々が本堂によく頑張っている、あるいは大阪にあつては池田土木事務所、所長さん御みずから走り回ってこれに対応いただいているので、感謝を申し上げたいわけでありまして、地元からよく聞く話、ちょっと通告、ずっと後ろに飛びますが、やはり罰則が低いということのために抑止効果がないんだという指摘があります。

これは国交省、砂防法の罰則は条文にはどう書いてあり、運用上、今どうなっているか、御紹介をください。

○池内政府参考人 お答えいたします。

まず、条文上は、これは古い法律でございます、この「法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金」とされておりますが、一方、罰金等臨時措置法がございまして、この中で二万円というふうになっております。

○足立委員 太田大臣、御質問じゃないんです、これは実はみんなびつくりするんですね。二万円でもまだびつくりするわけですが、実は住民が、住民という皆さん、これは砂防法しかないんだと。もちろん、これは砂防地であればの話です、砂防地でなければ、砂防法というのは、釈迦に説法ですけども、別の法域がある法律です、私、今、きょうここで取り上げているよ

うな問題を確定して対応した法律ではありません。砂防法というのは河川を守るための法律でありますから、全く違う法律であります。その法律を援用して対処するしかないが、その砂防法の罰則を住民の方がひもといてみると二百円と書いてあつて、みんな驚くわけです。それに対して私の方から、いや、それは違うよ、法律で引き上げがなされていて、実態は二万円なんだと。でも、これはしゃれにならない私の答弁でありまして、それを私が言うのと怒られるわけですね、ふざけるなと。

この商売、これを業として行っている、それは不法なものも含めてですよ、土砂を、建設残土を運んで置くという、それをなりわいとしてやっている方々は、大変な利益を上げるそうでありまして、特にこの豊能町のケースでは、不法な、すなわち安全対策を講じない不当な形で積むわけでありまして、言えはそれは利ざやがぐんと上がるわけでありまして、何億という利益がポケットにどんどん入っていく業者にとつて、二万円という罰則が意味があるかということでありまして、これはどうお感じになりますか、国交省。

○池内政府参考人 お答えいたします。

まず、前提といたしまして、砂防指定地の管理につきましましては都道府県が条例に基づいて実施されておられます。違反行為があつた場合には行政指導を行つて、それでも是正されない場合は改善命令を行います。さらに改善されない場合には条例違反として告発いたしまして、違反者が逮捕された事例もございまして、

したがつて、罰金の額の問題というよりは、むしろ、条例の的確な運用を行うことによつて違反行為を抑制できるものと考えております。

○足立委員 役所の答弁としては仕方ないですが、私は、もし砂防法を援用してやっていくんだということであれば、あの罰則は低過ぎると思います。

一方で、今、全国で、先ほど御紹介があつた数字でいうと二百四十五の条例があるということ

で、当然これは罰則がついているものが多々ございます。今度、十二月議会で大阪府が上程するべく、今、大阪維新の会も含めて取り組んでいる大阪府の条例、これはいわゆる地方自治法上、条例で定めることができる罰則の上限に張りついています。百万円、二年ということでありまして、これを引き上げられないのかという声が、今、この土砂問題に取り組んでいる全国の自治体から、地方自治法上のこの上限がもうとにかく無理があるんだ、百万円なんというのはいくらも払えないんだ、事業者にとつては何の抑止効果にもならないんだという指摘がありますが、これは通告は総務省に出しているわけですが、総務省に聞くのはもうやめます。総務省に聞いても、そうだとすることだと思ひます。

国交省、これはちょっと通告していませんが、国交省として、何か地方自治法の特例というようなことで、この分野でこれを抜いていく、そういうお考えはないでしょうか。ちょっと通告から外れていますが、御答弁は難しいと思ひますが、ちょっと一言下さい。

○瀧口政府参考人 条例に関します罰則については、これは地方自治法が定めるべきことでありまして、基本的に総務省の方で御判断されることだろうと思ひます。

一方、先ほど私の方で申し上げました建設残土が崩落をしているところが、報道などを調べますと、十三年以降十七件でございますが、いずれのケースも、ただいま御説明申し上げました砂防法であるとか、あるいは森林法であるとか、いろいろな法律に基づく行為規制のかかっている地域のようにございまして、

そのために、砂防法のみならず、いろいろなそういった法律に基づく運用がどのようになされているかということについて実態をまず十分把握した上で、どのような措置が必要なのか、このあたりを検証していく必要があるだろうというふうに考えております。

○足立委員 時間が参りましたので終わります

が、私はこの問題をこういう形で取り上げさせていたと思いますが、私が今申し上げた罰則の問題、やはり抑止効果のあるレベルまで罰則を講じる。これは二つの方法があって、地方自治法の問題、あるいは個別の法律でそこを抜いていく、それは国の法律として罰則を措置する、この二つに一つしかないと思っています。

それから、さらに言えば、砂防地ではないところについても、物理的形状、すなわち技術的な基準、土を積むときにはこう積み、この基準が、今は一切の規範がない状態が続いているわけでありますので、幾らでも私有地に積めるわけであります。このナショナルミニマムを設定していくことが不可欠である、それが二点目。

三点目は、これからリニアだ外環だということで大規模な土砂が出てまいりますので……

○今村委員長 時間が来ています。

○足立委員 それについては、大規模な排出者については排出者責任についても規定していく必要がある、こう思っておることを申し述べて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○今村委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫でございます。

きょうは、質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

エレベーター問題は大臣も積極的に取り組んでいただいております。心から感謝を申し上げます。エレベーター問題、指摘をさせていただきまして。きょうは、それを踏まえながら、まだまだ残っている問題点について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、これまでエレベーターは、皆さんのお手元に資料をいろいろ置いてありますけれども、一ページ目の資料を見ていただければわかりますが、赤く色を塗っているところは一者しか入札に入っていないというデータ

であります。

一ページ目の国土交通省に至っては、二〇〇八年から二〇一三年までの間で約百五十七件発注をしていますが、そのうちの四十八件が、実は落札率が九六%以上だというデータであります。その右隣の方は、文科省が所管をしてあります。国公立大学であります。こちらに至っては、四十八件を抜き出しますと、何と九四・四一五%ということであります。

これを見ていただければ、おのずと談合に見られてもいたし方がないような数字ではなからうかと思えます。さらには、落札率が一〇〇%というのが、まだいまだにあるという現実であります。こういう点をこれまで指摘させていただきまし

た。そこで、まず国土交通省の方にお尋ねをさせていただきます。資料の五ページ目をめくっていただき

ますと、この件についてのお尋ねであります。いわゆる公共工事に至って、安ければよからうという点ではなくて、品質管理をやはりしなきゃいけないということで、総合評価方式というのが取り入れられております。

そこで、この五ページの問題点なのは、まず、入札金額が安いにもかかわらず実は総合評価点数が低い、入札金額が高いにもかかわらず総合評価が高いという案件が二案件、同じ中央合同庁舎の案件であられております。

そこで、まず最初の方で、応札した三菱とフジテックという企業がありますけれども、この数字を見ていただいたら、どうして安い金額の三菱の方が総合評価が低いのか、さらには、その下の段の、三菱とオーチスも同じような状況でありながら、今度は三菱が総合評価点数が高いということ

であります。

この点について御説明を願いたいと思えます。○川元政府参考人 お答えいたします。

す。このため、国土交通省では、工事発注において価格と技術力などを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施しております。エレベーター工事の発注においても、総合評価落札方式を実施しております。これまで、使用部材の品質確保などに関する技術提案を求め、それを評価してきたところでございます。

委員御指摘の二事案につきましては、平成二十四年度に入札公告を行ったものでありまして、すぐれた技術提案がありましたために逆転が生じたものでございます。

しかしながら、現在では、こうした技術提案の内容が広く一般化してきたことから、大半のエレベーター工事においては、技術提案を求めている。企業や技術者の施工実績等をもとに総合評価をすることとしております。

エレベーター工事の総合評価落札方式の実施に当たりましては、引き続き、事業の目的や工事の性格等に応じ、適切な評価を行うように取り組んでまいります。

○佐藤(正)委員 今いじくも言われましたが、今はこの評価が変わりましたということですよ。それは当然ですよ。天下の三菱電機がつくっているエレベーターが、そんなに技術評価が低いわけがないんです。エレベーターでは、日立、三菱、東芝、これが三大大手メーカーです。変わりますよ、品質は。

この点も考慮すると、この表で見て物すごくわかりやすいのは、実は、既設のメーカー、それまでついていたメーカーがそのまま同じように横並びで落札をしているということなんです。しかも、高い金額で落札をしているというのがこの実態なんです。これは、今御答弁になった技術提案等も、今では皆横並びだということでもあります。当然そうでなきゃいけないんですが、この時点でなぜこういうことに気づかなかったのか、不思議な気がします。だからといって、どうのこうのとい

うことを私は言おうとは思いません。これまでもこういう指摘をしながら、太田大臣が真摯に受けとめていただいて、改革を進めていただいているということを感じております。そして、そのことによって、多くの市町村、都道府県も含めて、国土交通省が今やっている、取り組んでおることがいかにプラスになるか。いわゆる税金ですから。地方ではできないことを今国土交通省が取り組んでおられます。

それは一つは、地方から含め、文科省も含め、全庁横串を刺して、かなりの数のデータ整理を今実施していただきました。そうすることによって、本来のエレベーターの価格はどの辺が適正なのかということは今国土交通省がやっていたということです。

この一点をとっていくと、実は、これまでの何百件のエレベーターのデータを私は全部調べました。こういうことが多々あるんです。たまたま私はこの二件だけを出しましたけれども、それはなぜかという、金額が大きいから出したんですよ。四億一千六百万と四億三千五百万ですよ。まず、フジテックと三菱。さらには、三菱とオーチスは四億八千五百万と四億五千万。一つの案件で二千万、三千万違う。そんなところに、三菱がつくった方が技術点が高いというのはいけません。

ここは、ぜひ今後、こういう留意点をしっかりと踏まえて取り組んでいただきたいと思えます。が、いかがでしょうか。

○川元政府参考人 委員の御指摘のありましたとおり、今後とも引き続き改革、改善に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤(正)委員 要するに、例えば、こういうすみ分けができていくというデータが、この文科省の資料でいいますと、資料二ページ目を見ていただければ、これが私が精査した分、いわゆる以前やったところが同じように工事を受注しているというデータなんです。これは、大学も、私は現

地を見てまいりました。九州に至っては全部、全
大学、全エレベーターを調査してきました。そう
すると如実にあらわれてくるのは、こういうすみ
分けができていくということです。これも一つは
談合の温床なんですよ。と言われてもしようがな
いということを指摘させていただきたいと思いま
す。

ぜひ、こういうデータをもとに、まだまだ改革
しなきゃいけない点が多々あると思いますの
で、しっかりと国土交通省が旗を振ってやってい
だきたいということをまず要望させていただき
たいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思
います。

それでは次に、エレベーターの価格はどうか
決めていくんだらうかという点であります。

資料三ページを見ていただきたいと思います。
この資料三ページで、例えば大阪第三地方合同庁
舎、カラーで、赤字で抜いておられますけれども、
これは日立というメーカーです。これもすばらし
いメーカーですよ。ここが見積もりを出したら何
と十九億六千万余の見積もりが出たのが、この日
立が落札したら四億五千万になりました。これは
余りにも極端過ぎる。誰が考えても不思議です。
こういう見積もりを見ると、業者の言いなりの見
積もりになってしまいますよね。

実際、エレベーターは、例えば、やろうと思え
ば、設計事務所、コンサルにいろいろお願いする
んでしょけれども、ここでも建設関係のお仕事
に従事されたりしている方もいらっしゃると思
いますので詳しいと思いますけれども、いわゆる設
計事務所をお願いしても、エレベーターという
のは、エレベーターメーカーが図面を描いちゃう
んですね、全て。そうなんている。要するに、丸
投げでお任せするような状況なんです。だから、
こういう見積もりが出てきても不思議ではないと
は思います。

しかし、余りにもこの案件は、約二十億が四億
五千万になったというのは、考えられない数字で
すよ。こういう見積もりを出してくるご自身が

おかしいと思わないのかどうか、お尋ねをさ
せていただきたいと思います。

○川元政府参考人 お答えいたします。

エレベーター工事の予定価格の設定に当たりま
しては、まず、エレベーター製造業者から参考見
積もりを徴収してヒアリングを行います。加えて、
類似工事の予定価格や落札価格を参考に、実勢
価格帯を把握します。そして、最低金額の見積も
りを補正し予定価格を設定する、このような方法
で行っているところでございます。

ポイントとしては、この予定価格の精度をより高める
ことだと考えております。昨年六月に委員からの
御指摘を受けまして、また太田国土交通大臣のも
と改善に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、予定価格を適正に設
定するためには、類似工事について、多くの発注
事例を、他の発注機関と情報を共有することが重
要でございます。そのことから、エレベーター設
備工事価格等情報データベースを整備いたしまし
た。現在、国、地方公共団体等の九十七機関の協
力を得まして、千九百九件、四千七百二十九台の
データを収録し、今年度から運用を開始したとこ
ろでございます。

また、このデータベースの運用に当たりまして
は、国、地方公共団体等に対して活用方法や分析
方法についても情報提供を行っております。

引き続き、このデータベースの拡充を進め、そ
の適切な活用に取り組んでまいります。

○佐藤(正)委員 それを今進めていただいている
ということはどういうことだと思います。それだけ
のデータを横断を刺してデータ整理をしていただ
いて、そして、各省庁にも、各都道府県、市町村
にもそのデータをお渡ししていただけるというこ
とであります。これについては本当に随分前に進
んだと感謝をしていますし、そのことによって公
共工事の税金の無駄が削減できると私は信じてお
ります。

そこで、国土交通省はこれまでいろいろな取り組
んでいただきました。その取り組みに対して、例

えば文科省はどうしたのか、それを活用してこ
れたのかどうか、そういう点について前回の
予算委員会が質問をさせていただきました。

当初、文科省は、国交省に最初に私が質問した
ときに、太田大臣が最初のころ答弁をされてきた
ことと全く同じような答弁を繰り返されていま
すね。それは、一者応札については技術者がい
ないんだとか。それは、国交省がもう緩和しやっ
ているんですね。だから、そういう言いわけは、
業者の言いわけをそのままのみにした答弁をさ
れておりましたが、質問をさせていただいたとき
に、文部科学大臣が、事務方から説明を受けたの
と佐藤委員から受けた説明を聞くと、どうも佐藤
さんの方に義がある、だから調査をするという答
弁をいただいて、早速調査に入っていたというこ
とであります。

これまで、国立大学については本当にガードが
かたかったんですよ。文科省は、直接発注しない
からなかなかできません。例えば、こういう資
料をいただくときは、国土交通省はすぐくれるん
ですよ。早いんですよ。ぱつと対応していただけ
なんです。ところが、文科省は何か月もかかる
んですね。国土交通省が例えば十日で出していた
だけの資料が、三カ月かかったりする。同じもの
が。これはまさに、かたくなに拒んでいたと言っ
てもしよがないんだらうと思います。ところが、
今回、大臣がそういう答弁をいただいて、すごく
スピーディーになってまいりました。

そこで、文科省として、どういう取り組みに変
わったのかをお尋ねさせていただきたいと思いま
す。

まず、一者応札についてどのように対応してい
こうとしているのか、お尋ねしたいと思えます。
○関政府参考人 御指摘を踏まえまして、文部科
学省では、国立大学法人が発注するエレベーター
工事の一者応札の回避に向けまして、平成二十五
年のデータを分析し、検証することとしておりま
す。

一者応札を回避するための対応方策といしま

して、具体的には、工事の内容によりまして、建
築工事等が主体となる工事にエレベーター工事を
含めて発注する、いわゆる包含発注をすること、
また、他のメーカーが実施することが技術的に難
しい部分改修工事を随意契約とすること、そして、
単独でエレベーター工事を発注する工事につきま
して、工事希望型競争入札により実施をするとい
うことを考えているところでございます。

今後、これらの対応方策につきまして、文部科
学省に設置をしております入札監視委員会の意見
をお聞きし、それを踏まえ、平成二十七年一月発
注事業から適用するよう各国立大学法人等に周知
する予定でございます。このような取り組みを
進めてまいりたいと考えております。

○佐藤(正)委員 これまでの答弁とがらつと変
わったんですよ。前へ進んだと思えますよ。

ただし、残念なのは、入札監視委員会というの
が今までもあったのに、なぜそこに、一〇〇%応
札がこれだけあって、先ほど申し上げましたよう
に、一ページ目の資料で見ますと、五百三十三件
のうちのベスト四十八と言ってもいいと思いま
すが、ベスト四十八を九九・四一%で落札されてい
る。これを不思議と思わなかった方が不思議なん
ですよ、実は。ですから、今回は、そういうこと
も踏まえながら進めていくということでありま
すね。

それから、単独で発注する工事を工事希望型競
争入札。ということとは、多くのところに声をかけ
るんでしょね。最終的にそれでも一者になった
ら、どうなるんでしょうか。

○関政府参考人 工事希望型競争入札は、あらか
じめ、発注者が選択した十から二十程度の業者に
工事受注希望を確認し、技術資料の提出を求めた
上で、条件を満たす全ての業者による競争入札を
行う契約方法でございます。

この方法におきましては、受注希望が一者のみ
の場合は入札の執行ができないこととなっており
まして、再度の入札手続を行わなければならない
とされております。

○佐藤(正)委員 いわゆる一者しかなかったら、もう一回入札をやりかえるということですね。ぜひそうやって取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、一〇〇%入札が国立公立大学はすごく多いですね。これについて、どういふふうに考えて、どのように対策をしようと思われていますか。

○関政府参考人 文部科学省では、競争性確保の観点から、改めて、この一〇〇%落札となった事業につきまして、入札回数や応札者数などを調査いたしました。その原因の分析を行いたいと考えております。

そして、この分析結果を踏まえた対応策を、一者応札回避への対応に加えて、平成二十七年一月発注事業から適用するよう国立公立大学法人に周知をしたいと考えております。

○佐藤(正)委員 意識を変えていただけたらと思うと思います。

一〇〇%応札は、予算委員会でお尋ねしたときはこういうふうな答弁でした。偶然です。偶然がこんなに続くはずがないんですね。そこは真摯に認めてくれたらと思うと思います。やはり、ちょっとおかしいということだろうと思いますよ。

最初は本当にそう言われたんですよ。一〇〇%応札ってどうなんですかと言ったら、それは偶然じゃないでしょうか。偶然がこんなに長く何回も続くわけがない。一〇〇%ですからね。

では、予定価格の作成についてはどのように対応されるおつもりでしょうか。

○関政府参考人 公共工事でございますエレベーター工事の入札に当たりましては、取引の実勢価格や需給状況等を考慮して、適正な予定価格を設定することが重要でございます。

そのため、国立大学法人におきましては、各省庁間で統一化された基準に基づきまして適正な予定価格の設定に努めているところでございますが、エレベーター工事につきましては、先ほどお

話のございました、本年四月から、国土交通省が構築したデータベースの活用を要請しているところでございます。

さらに、これから十二月上旬までに、このデータベースを活用した見積書の審査方法等につきましてより具体的に示して、国立大学法人等に周知することによりまして、予定価格をより適正に算定するよう要請してまいりたいと考えております。

○佐藤(正)委員 ここで、太田大臣が取り組んでくれたことが生きてきたわけです。

それまでは、文科省に私がそういう質問をする、ということでした。自分の大学の実績を見て見積価格をある程度精査する、それで足りないのであれば近隣の大学の価格を見て精査する。ところが、では、それはどうやって精査したのか、どこでどういふふうに比べたのか、データはありますか、参考資料はありますかとお尋ねしたら、ないんです。大臣、ないんです。

要は、その一つの事例として、前回挙げさせていただいた大学が二つほどあります。例えば秋田大学について、文部科学省はそういうふうに行われるので、私は秋田大学のエレベーターを精査させていただきました。資料六ページを見ていただきたいと思います。

この資料六ページを見ますと、同じ機能、同じ性能、何人乗るか、どのスピードで上がるか、全く同じエレベーターでありながら、実は、九階まで上がっていくエレベーターと五階までしか上がらないエレベーターを比べると、何と九階に上がるエレベーターの方が安いんです。これはあり得ないんですね。しかし、それは、同じ大学の中で精査をしたのであれば、こういうことにはならないんです。

だからこそ、文部科学省にお願いをしたいのは、これまで、大学がそれほど、エレベーターについては安易に考えていたのかなど。しかし、これは税金です。すぐ何億というお金になってしま

そこで、何度も申し上げますが、国土交通省が取り組んでくれたそのデータベース化を見ていただければ一目瞭然で、どの程度のどの性能の規模であれば、このエレベーターは平均値がこれぐらいだというのが見えてくるわけです。そうしたら、こんな、五階建ての、五層しかとまらないエレベーターの方が九層とまるエレベーターよりも高いな、んというのはいないんです、そんなことは。誰が考えたって、常識的に考えたらわかるんです。ぜひ、文部科学省においては、しっかりとこういうものを踏まえながら各大学に指示をしていただきたいと思

時間がなくなりましたので、またあと数点、あと五分ぐらいしかありませんのでちょっと飛ばすことになりましたが、例えば、この入札予定価格をつくる場合に、メーカーから見積もりをもらいます。そして、最低の見積金額に対して、先ほど国交省のお話があったように、掛け率を掛けて予定価格を出すんですね。そうなっていると思います。

文科省もそうです。ところが、文科省の場合は総合評価方式はやりません。やっています。価格帯だけで決めています。それは、本来なら総合評価方式をやるべきだとは思いますが、しかし、エレベーターの大手五社、さつき三社と言いましたが、大手五社だった総合評価は変わらないんですね。そういう観点もあって、文科省は、実は文科省のエレベーターというのは、ほとんど大手五社が独占してやっています。

そこで、例えば、そのエレベーターのいわゆる見積もり、下見積額を情報開示したら、国交省は出さずです。ところが、文科省は出さないんですね。全く不思議なんですね。それを指摘させていただきましたが、そのことに対してどのように対応されますか。

○関政府参考人 現在、国立大学法人に対しまして、エレベーター工事の参考見積もりなどの文書につきまして情報公開請求が行われておりまして、一部の国立大学法人では、予定価格が類推さ

れ、発注機関の利益を不当に害するおそれがあるとして、情報を非開示していると承知しております。

非開示としている事例のうち、既に、大分大学等につきましては、開示請求者からの異議申し立てに対しまして、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会におきまして、当該文書を開示すべきとする答申がなされております。

文部科学省といたしましては、十一月六日付で国立大学法人等に対しまして答申内容を周知いたしますとともに、この答申を踏まえ、エレベーター工事に係る予定価格内訳書等の情報公開について適切に対処するよう要請したところでございます。

○佐藤(正)委員 それについても、お手元に資料をたしか配付はしておいたとは思いますが、要は、この国会で太田大臣と私がやりとりをやった、一〇〇%応札だとかいろいろなりとりをやったことによつて、文部科学省の所管の国立公立大学が拒否する理由はないというのが内閣府から出たんです、答申が。それにもかかわらず、いまだに開示をしていなかった。ですから、せんだつてその質問をさせていただいたら、早速、各大学に開示をするべく通達をいただいたということでもあります。

隠しちゃだめなんですよ。そんなもの見せたって誰も問題ない。なぜ大学がそんなに固辞して隠すのか、全く理解できない。ぜひ、全ての大学に、それを国土交通省と同じレベルにやってくださいよ。そのことは強く求めておきたいと思

もう時間が来ましたので、最後に太田大臣に、今のやりとりも含め、これまでの取り組みについて、また感想があれば、大臣の答弁を願いたいと思います。

○太田国務大臣 佐藤委員には、昨年来、エレベーター工事に關しまして、重要かつ有意義な御指摘を、データをみずから足で運んで稼いで、そして提示をして、御提言をいただきました。私は、これは本格的にきちっと対応をすべきだ

ということで、チームをつくりまして改善に努力をしてきました。

エレベーター工事は、業者数が少なく、単品受注生産といった特殊な面はありますけれども、とにかく競争性の確保をしなければいけない。予定価格の精度、客観性の向上、これは極めて重要であるという認識をしています。

昨年十月、委員からの御指摘を受けまして、エレベーター価格等情報データベースの構築、建築工事との一括発注の試行などの対応策を取りまとめ、国交省としても取り組んできたところであります。

今後、これらを政府全体に取り組みを広げていくとともに、各発注機関に対しても同様な取り組みを進めるよう要請していきたいと考えております。

○佐藤(正)委員 ぜひよろしく願いをしたいと思います。

最後の一点だけ、ちょっと要望して終わりたいと思います。

エレベーターは、実は、欧米ではエレベーターコンサルタントというのがあるんですよ。ぜひ、その点を踏まえてまた検討していただきたいと思

います。



○今村委員長 引き続き、国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

空家等対策の推進に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等での御協議をお願い、お手元に配付してありますとおりの草案が作成されました。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。

近年、全国的に空き家等が増加しており、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼ

しています。そのため、空き家等の所有者等に対し、空き家等の適切な管理、除却等を行わせるための実効性のある仕組みの整備が喫緊の課題になっていきます。

空き家等の適正管理に関する条例を制定する地方公共団体も増加しておりますが、空き家等の問題の全国的な広がりと今後のさらなる深刻化のおそれを踏まえ、国としてもこれに積極的に対処することが求められています。

本起草案は、このような状況を踏まえ、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、「空家等」とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうこととし、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいうこととしております。

第二に、空き家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとしております。

第三に、国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策の基本指針を定めることとするとともに、市町村は、基本指針に即して空き家等対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとしております。

第四に、市町村長は、固定資産税の課税等のために保有する空き家等の所有者等に関する情報について、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができることとしております。

第五に、市町村は、空き家等及び空き家等の跡

地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとしております。

第六に、市町村長は、特定空き家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言または指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令ができることとしており、これらに必要な限度において、職員等に空き家等の立入調査をさせることができることとしております。また、所有者等が命令を履行しないときまたは命すべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができることとしております。なお、国土交通大臣及び総務大臣は、特定空き家等に対する措置に関し、必要な指針を定めることができることとしております。

第七に、国及び都道府県は、市町村が行う空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

空家等対策の推進に関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○今村委員長 これより採決いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法案起草の件につきましては、お手元に配付してあります草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今村委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会



空家等対策の推進に関する特別措置法案
空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 一次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び

対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で

市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図る

ために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができるとする。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求め、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び

場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十

二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に

ついて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年十一月二十六日印刷

平成二十六年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P